

## 第一百二十九回

## 参議院商工委員会議録第九号

平成六年六月二十二日(水曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

六月二十一日

辞任

橋本

敦君

補欠選任

高崎

裕子君

六月二十二日

辞任

浜津敏子君

牛嶋

正君

敦君

出席者は左のとおり。

委員長

中曾根弘文君

理事

菅掛哲男君

眞島一男君

谷畠孝君

井上計君

倉田寛之君

斎藤文夫君

野間赳君

宮崎秀樹君

吉村剛太郎君

一井淳治君

千葉景子君

村田誠醇君

糸田謙治君

高崎裕子君

小島慶三君

古川太三郎君

牛嶋正君

山下栄一君

高崎敦君

橋本敦君

国務大臣

通商産業大臣  
(経済企画庁長官)烟英次郎君  
寺澤芳男君出、衆議院送付)について  
(総理府所管(公正取引委員会、経済企画庁)、  
通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企  
業信用保険公庫)通商産業省貿易  
政策局長  
(通商産業省産業  
基盤局長)中川勝弘君  
堤富男君  
細川恒君

川田洋輝君

通商産業省貿易  
局長  
(通商産業省産業  
基盤局長)

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

出、衆議院送付)について  
(総理府所管(公正取引委員会、経済企画庁)、  
通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企  
業信用保険公庫)通商産業省貿易  
政策局長  
(通商産業省産業  
基盤局長)中川勝弘君  
堤富男君  
細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

細川恒君

川田洋輝君

中川

勝弘君

堤富男君

の概要を御説明申し上げます。

我が国経済は、ストック調整の長期化、中長期的な不透明感、閉塞感から景気は依然厳しい状況が続いており、景気は最悪期を脱しつつあると期待いたしております。

一方、世界経済も先進諸国経済の回復の兆し等、明るい展開が生じつつありますが、欧米での深刻な失業問題を背景として、各国において国内経済優先の動きが強まりつつある状況のもと、我が国市場の閉鎖性を指摘する声が根強く見られます。

我が国としては、できるだけ早い時期に景気を本格的な回復軌道に乗せ、我が国経済を安定的、持続的な成長軌道に戻していくとともに、経済改革の一層の推進を図り、来るべき高齢化社会の到来に向けて、中長期的に活力のある豊かさに満ちた経済社会を構築することが必要不可欠であります。

また、顕在化しつつある地球環境問題、冷戦構造終結後の安全保障等、グローバルな課題への責任ある対応と主体的役割を果たすことが一層重要なととなっております。

私は、このような認識のもとに、平成六年度の通商産業省関係予算等の作成に当たり、次のように基本方針に沿って諸施策の実現を図ることとした次第であります。

第一は、創造的革新に向けた構造調整支援として、新たな事業展開への支援、中小企業対策、織維産業対策等を推進するとともに、将来的発展基盤の整備として情報化の推進、技術研究開発基盤の強化を行うものであります。

第二は、国際協調型分業構造の構築として、輸入の促進、途上国等の支援等を推進するとともに、地球的課題に対する責任ある対応として、旧ソ連、東欧支援、エネルギー環境国際協力等を推進するものであります。

第三は、環境調和型経済社会の構築として、省資源、再資源化対策等を推進するとともに、総合

的エネルギー政策の新展開として、安定的かつ柔軟なエネルギー供給体制の構築等を行つものであります。

第四は、ゆとりと豊かさを実感できる生活の実現として、総合製品安全対策、高齢化社会への対応等を推進するものであります。

この結果、一般会計は八千九百八十六億三千七百万円を計上しております。特別会計につきましては、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計六千八百四十五億七千三百五円、電源開発促進対策特別会計四千百六十二億五千四百万円、特許特別会計七百五十三億四千万円等、当省所管の五つの特別会計にそれぞれ所要の予算額を計上しているところであります。また、財政投融資計画につきましては、財投規模ベースで九兆九千五百七十八億円を計上いたしております。

以上、平成六年度における通商産業省関係の予算及び財政投融資計画について、その概要を御説明申し上げました。通商産業省関係予算及び財政投融資計画の詳細につきましては、お手元に資料をお配りしてあります。委員各位のお許しをいただき説明を省略させていただきたいと存じます。

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(中曾根弘文君) 次に、経済企画庁長官から説明を聴取いたします。寺澤経済企画庁長官

○國務大臣(寺澤芳男君) 平成六年度の経済企画府関係の予算及び財政投融資計画につきまして、その概要を御説明申し上げます。

総理府所管一般会計歳出予算のうち経済企画府の予算額は五百五十七億円余であります。また、財政投融資計画につきましては、海外経済協力基金に係る分として六千四百十三億円を予定しております。

以下、重点事項につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第一に、適切かつ機動的な経済運営の推進に必要な経費として十三億九千万円余を計上しております。

この内訳の主なものは、足元の経済状況を的確に把握するため早期政策判断システムの開発運用、公共料金関連事業における効率性指標の開発調査及び国民生活安定対策等、経済政策推進に必要な経費であります。

第二に、地球社会と共生し生活者を重視する社会の実現に必要な経費として三十三億六十万円余を計上しております。

この内訳の主なものは、消費者安全施策の推進、消費者被害原因究明機器の整備及び国民生活センターの機能の充実、強化のために必要な経費であります。

第三に、国際協調の推進に必要な経費として四百三十二億五千万円余を計上しております。

この内訳の主なものは、まず海外経済協力基金に対する交付金四百二十八億円余であります。本基金の平成六年度の事業規模は、九千四百億円を予定しており、このための資金として、一般会計において前述の交付金のほか出資金三千二百十九億円が大蔵省に計上されるとともに、財政投融資計画においても資金運用部資金等からの借入金六千四百十三億円が予定されております。

また、市場アクセス改善のための積極的な取り組み、途上国援助における自助努力支援の推進、旧計画経済諸国の開放市場経済移行への知的支援の強化などに必要な経費が含まれております。

第四に、経済分析、情報収集及び情報提供機能の強化に必要な経費として十八億八千万円余を計上しております。

この内訳の主なものは、経済基礎統計の充実、消費者、地方公共団体等との間の情報提供、収集機能の強化などに必要な経費であります。

以上、平成六年度における経済企画庁関係の予算及び財政投融資計画について、その概要を御説明申し上げました。

○委員長(中曾根弘文君) 次に、公正取引委員会

委員長から説明を聴取いたします。小粥公正取引委員会委員長。

○政府委員(小粥正巳君) 平成六年度の公正取引委員会関係予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

総理府所管一般会計歳出予算のうち、公正取引委員会の予算額は五十二億四千四百万円となつており、これは前年度予算額に比べて七億一千七百萬円、一五・八%の増額となつております。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、独占禁止法施行経費等として四十四億九千八百万円を計上しております。違反事件の審査のための経費、経済実態や流通実態の調査及び対策のための経費など、独占禁止法を厳正に運用するとともに、法運用の透明性を確保するための経費であります。この中には、違反事件に対する審査部門の増員や違反事件の審査機能を強化する

機構の拡充のための経費が含まれております。

第二に、下請代金支払遅延等防止法施行経費として四千七百万円を計上しております。

第三に、不当景品類及び不当表示防止法施行経費として二億六千二百万円を計上しております。

第四に、廃棄物の減量化による資源の有効利用のための経費として四億三千七百

万円を計上しております。廃棄物による事務効率化を図るための経費であります。

以上、平成六年度における公正取引委員会の予算につきまして、その概要を御説明申し上げました。

○委員長(中曾根弘文君) 以上で説明の聴取は終りました。

これより質疑を行います。



託には許されていない債券とか株の空売りを許されている唯一のファンドであるという意味でヘッジファンドという名前がつけられるというふうに私は記憶しているわけですが、そのヘッジファンドというのが去年軒並みに大もろけをいたしました。これは今言つたように何をやつてもいいというめちゃくちゃな投機的なファンドでありまして、株もよし債券もよしオプションもよし空売りもよし通貨もよしと。

そして、そのファンドマネージャー、その

ジョージ・ソロスという人は、お客様からファンドドを、それも一人が一千万ドルとか二千万ドル単位の大口のお金を集めまして、それでそれを運用するわけですが、運用の手数料がもうけの一〇%ないし一二〇%入るという非常に高率の運用手数料をとつております。したがいまして、今御指摘のように、新聞によりますと九三年にジョージ・ソロスが十一億ドルの所得があるというふうなことが報ぜられているわけですが、ただしどうもことしになつてからばつとしないというようなことがあります。

○真島一男君 為替のレートの基準として理論としてはよく購買力平価説と国際收支という二説がございますけれども、正直言つて日本の場合は、日本の今のレートは高いといふのと安いといふのとそれぞれ極端に差が開いているということが実情でございます。この両者の大きなギャップの原因は那辺にあるかということを、これは企画庁の方がよろしくお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(土志田征一君) お答えをいたします。

先生御指摘のように、為替レートの理論で一般的によく言われておりますのは、一つは購買力平価で決まるという議論でございまして、この場合日本の価格と世界の価格を等しくするような水準に為替レートが決まるという説でございます。もう一つは、国際収支説と言われておりますけれども、いわば経常収支その他国際収支がバランス

るような水準に為替レートが決まる、こういう説でございます。

ただ、いずれも何に着目するかによってかなり出てくるレートの水準というのは違うわけでございまして、国際收支説の方で言いますと、国際收支のどの部分を考えるか、経常収支を考えるのかあるいは資本移動まで含めて考えるかによって全然違うわけでございます。よく経常収支を均衡させるようなレートというのを取り上げる方がおられるわけでございますが、先ほどから御議論でございましたように、資本移動がかなり活発でございますし、世界的に見ますと貯蓄が不足している国と貯蓄が超過になつている国が併存しているような状況のもとで、経常収支を均衡させるようなレートを適正レートだといふに一概に言いますのはやや無理があろうかと思つております。

また購買力平価についても、輸出物価なのかあるいは一般消費者物価まで含めた範囲までとなるかによつて全く数値が違つてくるわけでござります。

理論的に考えますと、適正レートを考えるといふようなことになりますと、やはり自由な市場経済のことで安定成長が実現した状態というようなことが前提となると思われますので、その意味ではやはり内需拡大とか規制緩和によりましてこうした状態をつくり出していけば、先生御指摘のよくな二つの説で適正レートがかなりギャップがあるというようなことも縮小してくるのではないかというふうに考えております。

○真島一男君 それで、外国ではどうでございますか。まだ円は高くなると、バーグステンあたりは八十円説をひところ言つていたようなことがありますけれども、こんな大きなギャップ、片方では購買力平価と百円近く違うというようなことがありましたけれども、日本の経済はこんなときどうなるかというのはこれはまたもう一つ議論いたしますけれども、こんな大きなギャップ、片方では購入力平価と百円近く違うというようなことがありますけれども、外國の例をもし御存じなら御紹介いただきたいと思います。

○政府委員(土田田征一君) 先ほど申し上げまし

るような水準に為替レートが決まる、こういう説でございます。

ただ、いずれも何に着目するかによつてかなり出てくるレートの水準というのは違うわけでございまして、国際收支説の方で言いますと、国際收支のどの部分を考えるか、経常収支を考えるのかあるいは資本移動まで含めて考えるかによつて全然違うわけでございます。よく経常収支を均衡させるようなレートというのを取り上げる方がおられるわけでございますが、先ほどから御議論ございますように、資本移動がかなり活発でございますし、世界的に見ますと貯蓄が不足している国と貯蓄が超過になっている国が併存しているような状況のもとで、経常収支を均衡させるようなレートを適正レートだというふうに一概に言いますのはやや無理があろうかと思つております。

また購買力平価についても、輸出物価なのかなりいは一般消費者物価まで含めた範囲までとるかによつて全く数値が違つてくるわけでございま

理論的に考えますと、適正レートを考えるとい

濟のもので、安定成長が実現した状態というようなことが前提となると思われますので、その意味ではやはり内需拡大とか規制緩和によりましてこうした状態をつくり出していけば、先生御指摘のような二つの説で適正レートがかなりギャップがあるというようなことも縮小してくるのではないかというふうに考えております。

○真島一男君 それで、外国ではどうでございま  
すか。まだ円は高くなると、バーグステンあたりは八十円説をひところ言っていたようなことがあります。

○政府委員(土田田征一君) 先ほど申し上げましたけれども、日本の経済はこんなときどうなるかというのはこれはまたもう一つ議論いたしましたけれども、こんな大きなギャップ、片方では購買力平価と百円近く違うというようなことがありますけれども、外國の例をもし御存じなら御紹介いただきたいと思います。

たように、具体的な数字というのはそれそれ取り上げなければもととんどんドル安が進まなければいけないということになりますでしょうが、考え方で申し上げましたように、当然アメリカで言えば、アメリカの赤字を例えれば経常赤字だけを取り上げなければもととんどんドル安が進まなければいけないということになります。他方アメリカの物価水準ということで考えれば、まさしくそれは日本の方と逆になりますので、こういう前提でそれぞれ計算すれば日本と同じようすけれども、それについての現況を御説明いただきたいと思います。

○真島一男君 通産大臣にお伺いしたいんです  
が、ここ数カ月間の日米の経済協議、依然として  
対日貿易収支の赤字は大きくなるわけでございま  
すけれども、それについての現況を御説明いただ  
きたいと思います。

○國務大臣(畠英次郎君) 御案内のとおり、協議  
再開に当たりまして、数値目標等々の問題をクリ  
アしましての協議再開に相なつたわけでございま  
すが、ただいま我が方とアメリカ側との客観基準  
等々、これをめぐりましての具体的な論議が課長  
クラスあるいはまだ次官クラス交互相に行われてお  
るというのが最近の実態であるわけでございま  
す。そういう中にございまして、きょうのような  
数字等々の問題がどういう影響を及ぼすかなとい  
うことを実は懸念いたしつあるわけではござい  
ますけれども、やはり一つの節目としましてサ  
ミットの問題等々、そういうものに向けまして、  
双方ともにこの機会に何としても妥結に向けて最  
善の努力をしようというような雰囲気の中で交渉  
が行われておることは事実でございます。

私の立場におきましては、従来の管理貿易につ  
ながる、保護貿易につながるような決着を拙速の  
中でつくり出すことは絶対に避けていかなければ  
ならない。そしてまた、日米間だけの問題ではな  
くして、世界貿易に世界の経済運営に反するよ  
うな要素を内容に含めた決着であつてはならな  
い、こういうことを基本にさらに一つの山場とい  
うものをつくり上げながら問題解決への努力がた

たように具体的な数字というのはそれそれ取り上げる範囲によって違うわけでございますが、考え方で申し上げましたように、当然アメリカで言えば、アメリカの赤字を例えば経常赤字だけを取り上げますればもととどんどんドル安が進まなければいけないということになりますでしょうが、他方アメリカの物価水準ということで考えれば、まさしくそれは日本の方と逆になりますので、こういう前提でそれぞれ計算すれば日本と同じように逆のギャップがあるということにならうかと思ひます。

○真島一男君 通産大臣にお伺いしたいんですけど、ここ数ヵ月間の日米の経済協議、依然として対日貿易収支の赤字は大きくなるわけでございましょうけれども、それについての現況を御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(畠英次郎君) 御案内のとおり、協議再開に当たりまして、数値目標等々の問題をクリアしましての協議再開に相なったわけでございましょうが、ございまさげ方にアメリカ側との交渉は

すが、たまに「我が方とアーバン側との名義を並等々、これをめぐりましての具体的な論議が課長

ヨーロッパあるいは日本などヨーロッパで行われるところの、そういうのが最近の実態であるわけでございまして。そういう中にございまして、きょうのようないくつかの問題がどういう影響を及ぼすかなといふことを実は懸念いたしつつあるわけではござりますけれども、やはり一つの節目としましてサミットの問題等々、そういうものに向けまして、双方ともにこの機会に何としても妥結に向けて最善の努力をしようというような雰囲気の中で交渉が行われておることは事実でございます。

私の立場におきましては、従来の管理貿易につ

ながら、保護貿易につながるような決着を拙速の中でつくり出すことは絶対に避けていかなければならぬ。そしてまた、日米間だけの問題ではなくして、世界貿易に、世界の経済運営に反するような要素を内容に含めた決着であつてはならぬ、こういうことを基本にさらに一つの山場といふものを作り上げながら問題解決への努力がた

○真島一男君 今、管理貿易論との関係でお話がございましたけれども、その辺について日本とアメリカの間でどのあたりに共通項が見出されそうな状況にあるか、これは局長の方からお話をいただければと思います。

それから、スーパー三〇一の話というのは今どんなふうになつておるのか、それをお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) 御承知のとおり、日米フレームワーク協議の中で現在優先三分野といふ三つの分野について協議を進めているところでございます。

先ほど大臣が申し上げましたように、いわゆる数値目標というものを導入しないということです。それを前提に協議が再開されたわけでございますけれども、日米双方において共通いたしておりますのは、一つは我が国に対するマーケットアクセスの増大を図る。そして、いわゆる競争力のある外國の製品並びにサービスというものの実質的な増加を図るという目的においては合意をいたしております。

また、そのマーケットアクセスがどのように進展をしていくかという実態の把握をするために双方でこれを評価していく。その評価の基準としてのオブジェクティブクライテリア、客観的基準と申しておりますけれども、そういうものを双方で持とう。さらに、その基準によつて判断された進展状況というものを踏まえてさらにどのような措置、どのような対策を講ずることが必要かという点についても双方で合意をしてこれを進めていく。この点につきましては合意をいたしております。

そことのところで、実は從来マーケットアクセスを拡大するためには具体的な数値を盛り込んだばかりは主張いたしておりました。その点をめぐつてこれから議論を、さらに進展状況をはかるため

○真島一男君 今、管理貿易論との関係でお話がございましたけれども、その辺について日本とアメリカの間でどのあたりに共通項が見出されそうな状況にあるか、これは局長の方からお話をいただけれど思います。

それから、スーパー三〇一の話というのは今どんなふうになつておるのか、それをお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) 御承知のとおり、日本フレームワーク協議の中で現在優先三分野という三つの分野について協議を進めているところでございます。

先ほど大臣が申し上げましたように、いわゆる数値目標というものを導入しないということですが、それを前提に協議が再開されたわけでございますけれども、日米双方において共通いたしておられますのは、一つは我が国に対するマーケットアクセスの普及を図る。そして、ハワードの競争力のあるシステムをなすことができる、この二点がござります。

外国の製品並びにサービスというものの実質的な増加を図るという目的においては合意をいたしております。

また、そのマーケットアクセスがどのように進展をしていくかという実態の把握をするために双方でこれを評価していく。その評価の基準としてのオブジェクティブクラインティア、客観的基準と申しておりますけれどもそういうものを双方で持とう。さらには、その基準によって判断された進展状況というものを踏まえてさらにどのような措置、どのような対策を講ずることが必要かと一々点についても双方で合意をしてこれを進めてい

く、この点につきましては合意をいたしております。  
ところでござります。  
そのところで、実は従来マークットアクセス  
を拡大するためには具体的な数値を盛り込んだい  
わば一つの物差し、そういうものが要るとアメリカ  
側は主張いたしておりました。その点をめぐら  
てこれから議論を、さらに進展状況をはかるため

三〇一条につきましては、これが現在九月末に於けるの基準と、いうものをいかようなものにするかと、いう点について具体的に交渉する、こういうことになつておるわけでござります。

なお、これとほぼ同様のものとして公共調達、我が国、アメリカでいう優先交渉分野、外国賃借慣行といふものを特定したいということ、そういうタイミングスケジュールを現在つくつておること、なう状況にござります。

トルセブンという条項がございまして、これは六月の末といふものを期限といたしまして、いわゆる優先外國慣行ということで指定をするかどうかと、

輸出の方も、ドルベースでは九三年度六・五%ふえておりまして、円ベースでは八・〇%前年より下がるということになつております。数量の伸びも実質は輸出は二・五%減少を見せて いるところでございます。

りの部分がこの原燃料でござりますので、この伸びが落ちておりますけれども、一方で事務用機器あるいは半導体、また値段が高騰しております木材等、また生活関係では繊維製品等の輸入の伸びがふえてまいりました。

ますか、御指摘のようく購買力とレートの間に大きな開きがあるということで日本の物価が非常に高くなつておるということをございまして、今御指摘のように、この辺が輸入といふものを通じまして物価が下がっていく一つの契機になる

○真島一男君　円レートが、九一年百三十六円ぐらいでございましたか、それから二二まで至つて

○真島一男君 よく、一円円高になると自動車産業ではどれくらいの被害というか損失、それをこらむるとかというような話がございますが、多少業種別にそういうことがおわかりであれば教えていただきたいと思います。

○政府委員(堤富男君) ちょっと手元に数字がないでござりますが、きょう自動車工業会で大臣

どうか、こういうひとつ調査をしております。  
この中では百十七品目につきまして、輸入品目とそれから国内卸売物価の中の共通品目をとらえまして輸入物価と卸売物価がどう動いているかと  
いうのをやっておりますが、この百十七品目の中で十品目につきまして規制品目がござります。こ  
の規制品目につきましては、どうもお

いる、百円飛びからさらに百円を切るというところまで進んでおるわけで、それによつて輸出品目さらには輸入品目などに変動といふか一つの変化があるかなというようなことをお感じになることはありますでしょうか。

とお会いしたときの話もございますが、「一円で五百億円とか、それから、それはある意味で経常収支の一割くらいになると、一円で。今のはもちろん全社です。

の規制品目の十品目とそれからその他の百七品目、一応規制がないという品目を比べますと、規制のあるものは輸入の価格が下がつても国内の卸売物価の方へは反映しにくい、そういう結果が今調査として出ております。

それから、あと一般的な傾向でございますが、

で見てみますと、最近の傾向でござりますけれども、特にビデオカメラ、ビデオ、テレビ等々の家庭電製品の伸びが九三年度で前年に比べまして二

とお会いしたときの話もござりますが、一円で五百億円とか、それから、それはある意味で経常収支の割ぐらいになると、一円で。今のはもちろん全社です。

○真島一男君　自動車産業以外はわかりませんね。それはいいです。

それで、そういうふうに見てきた場合に、この円高の中でも我が国をどういうふうに運営していくかというときに、百円体制に産業が次第にシフト

の規制品目の十品目とそれからその他の百七品目、一応規制がないという品目を比べますと、規制のあるものは輸入の価格が下がつても国内の卸売物価の方へは反映しにくい、そういう結果が今調査として出ております。

それから、あと一般的な傾向でございますが、これは規制しているかしていないかということに關係なしに、三十七品目について輸入品が国内の小売価格にどう響いているかというのを平成五年の二月から累積的に毎月調べております。これま

〇〇%程度落ちております。また、コンピューター、事務用機器あるいは鉄鋼等も五%、一〇%程度の減少になつております。自動車も二〇%の減少になつております。一方で、自動車の海外生産差等が進んでおりますので、自動車部品とかある

○真島一男君　自動車産業以外はわかりません  
ね。それはいいです。  
それで、そういうふうに見てきた場合に、この  
円高の中での我が国をどういうふうに運営していく  
かというときに、百円体制に産業が次第にシフト  
するというか淘汰されるというか、そういうのも  
一つの方向であろうと思うのです。  
そうした中で、実は購買力平価的な考え方から  
いうと、言つてみれば一生懸命働いて汗を流して  
円高で苦しめられてるというような状況はます

の規制品目の十品目とそれからその他の百七品目、一応規制がないという品目を比べますと、規制のあるものは輸入の価格が下がつても国内の卸売物価の方へは反映しにくい、そういう結果が今調査として出ております。

それから、あと一般的な傾向でございますが、これは規制しているかしていないかことに関係なしに、三十七品目にについて輸入品が国内の小売価格にどう響いているかというのを平成五年の二月から累積的に毎月調べております。これは三十七品目をとらえておりまして、これを見ますと、今まで、昨年の二月から最近月まで申しますと、三十七品目の輸入品のうち三十品目は国内価格が下がつておるという結果がございまして、

等があえてきております。

○真島一男君　自動車産業以外はわかりません  
ね。それはいいです。  
それで、そういうふうに見てきた場合に、この  
円高の中でも我が国をどういうふうに運営していく  
かというときに、百円体制に産業が次第にシフト  
するというか淘汰されるというか、そういうのも  
一つの方向であろうと思うのです。  
そうした中で、実は購買力平価的な考え方から  
いうと、言ってみれば一生懸命働いて汗を流して  
円高で苦しめられているというような状況がます  
ます強くなるんだろうということも考えられる。  
それならば、輸入をした品物が輸入価格を反映し  
た国内価格であればそれはそれで国民生活は豊か  
になるだろうということも当然出てくるわけでござ  
る。

の規制品目の十品目とそれからその他の百七品目、一応規制がないという品目を比べますと、規制のあるものは輸入の価格が下がつても国内の卸売物価の方へは反映しにくい、そういう結果が今調査として出ております。

それから、あと一般的な傾向でございますが、これは規制しているかしていないかということに関係なしに、三十七品目について輸入品が国内の小売価格にどう響いているかというのを平成五年の二月から累積的に毎月調べております。これは三十七品目をとらえておりまして、これを見ますと、今まで、昨年の二月から最近月まで申しますと、三十七品目の輸入品のうち三十品目は国内価格が下がつておるという結果がございまして、そういう意味では、最近とみに急速な円高もございますが、輸入品の価格が下がり、それが国内の卸売物価ないし輸入品の価格に反映するという一般的の傾向がござります。その中で、一方で規制等のある分野ではそういう円高の国内物価への反映

総じて輸出の傾向を見てみると、耐久消費財の伸びが落ちてきておりまして、海外生産が進むにつれて部品の輸出がふえてくるという状況にございます。

○真島一男君 自動車産業以外はわかりません  
ね。それはいいです。  
それで、そういうふうに見てきた場合に、この  
円高の中での国をどういうふうに運営していく  
かというときに、百円体制に産業が次第にシフト  
するというか淘汰されるというか、そういうもの  
一つの方向であろうと思うのです。  
そうした中で、実は購買力平価的な考え方から  
いうと、言ってみれば一生懸命働いて汗を流して  
円高で苦しめられているというような状況があります  
ます強くなるんだろうということを考えられる。  
それならば、輸入をした品物が輸入価格を反映し  
た国内価格であればそれはそれで国民生活は豊か  
になるだろうということも当然出てくるわけですが  
ざいます。そういうことで、国際收支説と平価説  
のギャップを埋めるための一つの大変な政策であ  
ろうと思うのでございますけれども、その辺につ  
いての現状及びその対策について企画庁の方から  
御説明いただきたいと思います。

○政府委員(谷弘一君) 今申し上げましたその百十七品目のうちの規制品目十品目を取り上げたもの、一応規制がないという品目を比べますと、規制のあるものは輸入の価格が下がつても国内の卸売物価の方へは反映しにくい、そういう結果が今調査として出ております。

それから、あと一般的な傾向でございますが、これは規制しているかしていないかことに関係なしに、三十七品目について輸入品が国内の小売価格にどう響いているかというのを平成五年の二月から累積的に毎月調べております。これは三十七品目をとらえておりまして、これを見ますと、今まで、昨年の二月から最近月まで申しますと、三十七品目の輸入品のうち三十品目は国内価格が下がつておるという結果がございまして、そういう意味では、最近とみに急速な円高もござりますが、輸入品の価格が下がり、それが国内の卸売物価ないし輸入品の価格に反映するという一般的の傾向がござります。その中で、一方で規制等のある分野ではそういう円高の国内物価への反映がしにくい、そういう事実が指摘されます。

○真島一男君 今規制のある十品目とおっしゃいましたけれども、それはどういうものでございましょうか。

○真島一男君 今伺いますと、その規制品目にございますが、この規制品目いたしまして  
きましては一次産品が多いことが共通しているようございますが、それはそれとして、我が國が円の中でひとつ生きていくためには円高に対応できる産業構造にしなきやならぬということが言われます。しかし、それは一つの方向であるけれども、私はそれに限界があるなどいうふうに思うでございます。  
もちろんそれに向かつて進むということは大切なことでございますが、生産費を見た場合に一番大きなウエートを占める材料関係でござりますけれども、例えば鉄鋼あるいは建設関係ですとセメント、鉄はそんなに差がない方かもしれませんけれども、そういうものについての内外価格差のようなものがこれからさらになってくるというときに、そういうものが国内の系列調達的なものから系列を壊し、国外から調達するという方向へ進んでいくことが考えられます。  
そういうときに、それはそれで輸出体制としては必要だ、しかし我が国の産業の中で、殊に地方の産業の中で一つの空洞化ということがまた今まで以上に起こるのではないかということ也非常に気になるところでございますが、通商担当としてはその辺はいかにお考えでございましょうか。  
○政府委員(堤富男君) まず、消費者にとって日本の円というのは一ドル二百円しか価値がない。それから、国内の卸売物価という形で国内の工場がどのくらいの価値のあるものを使っているかということですが、これは一ドル百七十円ぐらいのものになつております。したがいまして、二百円のコストの労働者を使い、百七十円のコストの部品、材料を使い、あるいはサービスを使い、それで五百円とか、きようは百円台でございますが、そういうことで競争するというのは大変になつてゐると思います。

その中で起きております空洞化という議論は、土地が高い、労賃が高い、部品、材料も一部は高いというような中で、どうしても企業の状況から見ますと海外投資の方が採算が合うということが多いとされています。現在、起き始めていることは事実でございます。現在、統計で見ますと三百六十億ドルぐらいの対外投資がありまして、ピーク時の半分ぐらいだから大丈夫だというような見方もあります。

それから、海外生産比率というのが日本は平均しますと六%ぐらいでございまして、アメリカの二〇%から見ると大丈夫だというような考え方もありますが、詳細に見ますと、例えばアジアの製造業への投資がどうなっているかといいますと、九二年は六%，九三年は一八%，それから今年年度はこれが何と五〇%を超えるというような形で急速に出ておる。

に　るまで産ま請部形　り空住もく　てなが西たす　態度　教きのう

す。

○真島一男君 私も、そういう視点で通産省が物を見ていらっしゃるということは大変重要なことだと思つております。ドイツでも最近非常に製造業が住みにくくなつてきて相当思い切つた対策をとつてゐるというようなこともことしの通商白書の中で一番おもしろく私も読ませていただいたのでござりますけれども、しかし同時にこの問題は大きい問題ですので後日に譲ることにいたしま

注意をしなければいかぬというふうに思つております。

を二十一世紀に迎える日本として、まだ活力のある時代に社会資本というものをきちんと整備しおこうということでありまして、特に生活環境・文化機能に係るものへの配分の重点化、これだけエコノミックスパワーとかなんとか言われながら先進諸国に比べてまだまだ国民の生活に立ち直りがある。それを何とか直していくこというのが基本的な考え方でありますので、その検討をめているわけであります。

なお、幾らこれに積み増しをするのか、あるいは再配分をどうするのかという内容につきまして今鋭意検討中であります。来週中には何とかお話を伺えればありがたいと思います。

真島一男君 今ある四百三十兆は一回御破算にて、九五年からもう一回五百五十なり六百といふ数字でつくるということになると思ひますけれども、それでいいのかといふこと、それから生産、文化とおっしゃいましたが、もう少し具体的な御話を伺えればありがたいと思います。

國務大臣(寺澤芳男君) まず、最初の委員の御質の点につきましても今真剣に検討をしております。

それから、もう少し具体的にというお話をありがとうございましたが、関係省庁からのヒアリングあるいは社資本整備に関する考え方の整理等について、実際にその研究会で議論が行われておりますの、それがどういう結果になるのか、あと十日ばかりのことですざいますのでぜひ御期待ください。こういうか、待っていてください。

真島一男君 終わりります。

村田誠醉君 最初に経済企画庁長官にお尋ねをいたします。

ただいま同僚議員の方からも質問がありましたけれども、ニューヨーク市場で円が一時九十九円八という値をつけた。これについて一つお聞きしたいんです。

経済がようやく上向きになりつつあるかなといふことです。

うときにはまた円高が来た。しかも最高の値段がついたとへうことでござります。しかし、思へ起こ

ことは、委員御指摘のように、私も心配をしております。

三九

一  
点だけ、この甲高があたうす影響につき

構でございますが、御説明いただきたい。

してみますと、一年前も実は経済が少しくなったかなと思ったところに円高、それから長雨、冷夏、そしてもう一つ重なつたのが政治空白、政治的ないろいろな混乱が起こって、本来経済的に

今おっしゃつた去年の八月の百四十銭といふときと状態が似ているではないかと。ちょうど景気がよくなり始めたときには足を引っ張るような田高といふことについては、若干の違いがあるの

てちょっとお聞きをしたい。  
というのは、エコノミストの中で從来から日本の経済というのは成長をずっと統けていくんだという成長神話論みたいなのがあるわけでございま

は、日本経済の潜在的な成長力の見方と、しかも国際的な現在の円高に象徴されますが、どうな変動のもとでそれをどう考えるかという御質問だと存じます。

が大概の人の言うことになります。政治空白の部 分をどういうふうに評価するかというの は若干別問題といたしまして、ある。

そうすると、ことしも実は、まだ冷夏にはなつて いませんけれども、似たような状況が起るの ではないかと心配するわけですね。私どもとして は、円が九十九円台をつけたといふこの意味と、 それから適切に経済政策を打つていかなきやいけ

は、結局 今十五兆円の総合経済対策をこれからぞれに含まれました所得税、住民税の減税、これは六月から始まるわけですが、そういういろいろな施策を政府としてはとつておりまして、それと同時に規制緩和、これはあくまでも内需主導型の経済体制をつくるという大変重要なことでありますが、この規制緩和の基本的な体制も六月中には出そうというようなことで、その点がちょっとと去る年の八月の円高と若干様相が異なるのではないか。

して、アメリカと比較した場合、常に日本の平均成長率の方が過去はずつと高かった。ところが、だんだん日本の経済が成熟してきたといいましょうか、経済が発展して安定成長になつてきたり本経済の成長率がだんだん落ちてきた。それと同時に、はつきりしてきたことは、この数年間にわたりて日本の経済成長力の方がアメリカの経済成長力よりも落ち始めてきた。数字的に平均成長率が落ちてきた。

どこで統計をとるかというのは非常に難しいと

これは経済学者の間でござりますけれども、從來から潜在成長力の考え方につきましては、一応潜在成長力に寄与すると思われる生産要素、労働、資本、最近では技術的なものも含めますけれども、こういったものが与えられた条件のもとで最大限の貢献をした場合、貢献と申しますのはこの場合はそれぞれの生産性といったものでございますが、した場合にトータルな経済はどれぐらい成長するんだろうかということで、從来から経済企画庁でもずっとこれにつきましていろいろ分析

そういう状況も一方で出てきているということになると、二年続けて景気の上昇の腰を折るのではないかなどと心配されるわけでござります。

とにかくにも 委員御指摘のようにこの急速な円高ということは、特に日本の国際競争力のある優良企業が本当に機関銃で撃たれるように撃たれているわけですから、大変に憂慮すべき状態だと思つております。

思うんですけれども、ある人は、「一九七四年から一九年まで、要するに第一次オイルショックから一九年までの日米の経済成長率を比較して見ると、七六年に経済成長率でアメリカに初めて負けた、まあ勝ち負けという表現はいいのかどうかは

最近に至りまして、こういう考え方の中にもう一點入つてまいりましたのは、国際的な自由化の流れの中で日本の、例えば今申し上げました労働、資本、技術といったものが世界で共通に利田としてきたところでございます。

その点について、もちろん景気の上昇の腰を折つては困るわけでござりますけれども、折らなければ、いためにひとつ経営の方としていかなる対応、この円高に対して考え方を持つて、今後どのような施策を打つていくつもりなのか、まず長官の考え方といいましょうか、見解をお聞きしたいと思います。

ただ、たまたまきのう我々の公表しましたQEでも確認されましたように、我が国の経済、一方では明るい動きが次第に広がっていることも事実であり、もちろんこれから政府としては経済や為替の動向に細心の注意を払わなければいけないんですが、適切でかつ非常にタイミングのよい経済運営に努めることによつて、何とか明るい、やつ

別として。それ以降、八三年、八四年、八六年と日本の経済成長力の方が落ちている。通算すると十三勝四敗一分け、相撲の星取りでいくと。一分けというのは、七四年のオイルショックが日本とも同じマイナスの成長率、同率だったということで引分け一。それで九二年一九四年はこれまた日本の場合には三連敗と。

されるというもとでだんだんと国際的ある水滸に收れんしていくのではないか。

○國務大臣（寺澤芳男君） やはり、戦後初めて百円を切ったというこの円高、特に急速にやってきましたので、私も事実心配しております。た

とやつて来た明るさを持続的な回復につなげたい。

そうしますと、こういうふうに日本の経済の潜在的な成長力というものが落ちてているんじゃないのかということを片一方で指摘する識者のところに

にあるのではないか。したがいまして、昨今、日本の高賃金の問題が出てまいりますけれども、これは長い目で見ますとある国際的な水準に標準化

ですが、一方ではプラスの面もあるわけであります。ただ、このマイナスの面すなわち激しい円高が輸出産業の円建てでの手取りを減らして企業収益がますます圧迫される、あるいは我々が非常に希望していた企業の設備投資というのもやはりマイナスの影響があるということになりますので、我が国内の需拡大のための努力を阻害する懸念がある

が、一口で言いますと、今までやつてきた内需主導型の経済体制、それに必要な規制緩和、これを着実に実行していく、これが円高の基本的な対策だろうと考えております。

○村田誠謙君 ぜひ経済のかじ取りを、これは個々の産業じゃなくして日本全体のかじ取りでございりますので、ひとつよろしくお願ひをしておきま

もつてきて、この二けたの九十九円というのがはんとぶつかったときに、果たして日本の経済といふのは、これから先の潜在的な成長力の可能性といふのでしようか、非常に先行き疑問がつくのではないかと思われるんです。これはまだ仮定の話でござりますけれども、その辺については経企庁としてははどうのような見解をお持ちなのか。特にこの円高が成長力に与える影響について、簡単で結

しつつある動きであるというふうに見ることもできるわけですが、

す。か、こういう感じがしておるところでございま  
生産力というのは似通うところへ行くんではない  
だんだんと世界的にそういういた意味での生産性、  
ころへ動いていく。こういう意味で申しますと、

ういう状況にあるかと「う」とから申しますと、賃金という点ではかなりもう近づいておるわけだと思います。しかしながら……

資本とか技術とか、こういうものをもつと生かしていく、こうという点におきましてはまだまだ余地を残してあるという意味で、潜在的な生産力の余地を残している。こういうふうな感じがしておりますので、なお国際的にはやや高目の成長が続くのではないか、こういうふうな考え方でござります。

○村田誠醸君 余り学説の論議をしてしまつたが、ありませんから、与えられた時間もわずかでござりますので、次に公正取引委員会にお聞きをした

昨今いろいろ問題になつておりますゼネコンの疑惑についてお聞きしたいんですが、きつかなになりましたのが埼玉土曜会の案件でございます。

資料を出してほしいということを公取にもお願いをいたしました。ところが出てこない。いろいろ調べましたところ、浦和地方裁判所で起こしてあります損害賠償の案件について公正取引委員会から資料がいっぱい出ているんですね。私どもそれを聞きまして、公正取引委員会に資料を出してくればと言つたら、どれを出しましたかという項目がだけの資料が出てきた。そんなはずはないでしょ」ということで裁判の関係者にお聞きをしましら、実に多数のものが出でてきた。我々が目に付かないようなものまで出でている。

例えば、鹿島建設の担当者を公正取引委員会で全額

書いてあるんですね、裁判所に記録として提出されている。ところが、私どもがこういう場面で質問したいから出してくれと言つても公正取引委員会は出してくれない。項目しか出でこない。これは一体どうしたことなんだろうかということを私どもは強く指摘をせざるを得ない。

なぜそういうことを言うかといえば、実は公正取引委員会がこの事件に関連して一定の処罰をなさいました。まあ行政上の措置をとった。それになると再発防止ということも関係各ゼネコンの業者に要請したし、その旨の連絡も公正取引委員会に入っているはずです。しかし、このゼネコンの疑惑を日的に追つかけてみれば、実に公正取引委員会に約束した再発防止、談合の防止の約束と並行して各地方でやっているし、再発防止を約束した担当者が実は関係していたことがはつきりしてきている。そうしますと、資料を明確に公表してもらうということが一番再発防止に役に立つんだろうと思うんですけれども、まずそのことについて公正取引委員会の見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(小野正巳君) ただいまお尋ねの埼玉土曜会事件でござりますけれども、これは私どもいたしまして、今御指摘もございましたように公正取引委員会としての排除措置を行いました。その排除措置の内容といたしましては、再発防止につきましてのそれまでにもとられなかつたような、私としては非常に厳しい再発防止措置も排除処分に含めてとつたつもりでございます。

ところで、お尋ねの資料の点でござりますけれども、これは御案内のように、埼玉土曜会事件につきまして、住民有志の方から県に代位したといふ形で損害賠償請求訴訟が起こされているところでございます。その損害賠償請求訴訟の過程においてまして、原告側から裁判所に対し公正取引委員会から関係の資料を提出してもらいたい、こういう旨の申し出がありまして、裁判所から私どものところに文書送付委嘱があつたわけでございま

私どもはこの種の犯行を禁止するにいたしまして、原告には施行の徹底という趣旨に基づきまして、原側の訴訟負担の軽減という考え方に基づいて必要と考へられます資料を提供することにしておりました。その提供につきましては、このようないふたつの資料提供基準として先般公表をしております。そこでございます。今回もその提供基準に基づきまして裁判所に提出をしたことは御指摘のとおりでござります。

ところで、この種の資料につきましては、ただいま申し上げましたよな趣旨で裁判所に提出をしましたのでございますが、その中には、一般的に申しまして私どもが職務上知り得た企業者の秘密に属するものが当然含まれてゐるわけでござります。したがいまして、あくまで一般的に申し上げますと、国会におきましてそのような資料についての提供の要求をいただきました場合に、私どものこの秘密保持義務との関連で検討させていただき、一定の対応をさせていただいているところでございます。

○村田誠君 裁判所に提示した資料、ここに全文持つておるんですけども、これ 자체が法律に基づいて公正取引委員会が裁判所から要求があつたんで提供したわけですね。我々国會議員も法律に基づいて、調査権ということで資料なり要求ができるんです。その手続については、裁判所を介するかどうかあるんだけれど、私どもとしてはこれは納得できない。まずそのことだけを強く言つております。ただ、きょうはそのことだけを論議するわけじゃありません。ちょっと本来のものをやらないでいるので、時間もありませんからそのことだけを強く公正取引委員会に要求しておきま

本題に入りたいんですけども、独禁法に基づいて、こういうゼネコンの発注あるいは官公需の受注についていろいろなガイドラインを公正取引委員会は設けられておると思うんですけれども、企業に発注してくださいよという政策をとっているわけでございます。

この官公需の適格組合が、出てくるであろう予想される官公需について情報を集めたりあるいは働きかけをする。これは大手企業に渡さないで自分たちに発注してくれ、あるいは組合の中で受け取った仕事をどういうふうに配分するか、次はどうの業者がやるかとかという、仮にこういう話し合い、情報収集、相談、こういうものをした場合は、独禁法上の考え方からして一体これは違法というふうに理解するんですか、それともこれは許される範囲内の行為というふうにみなされるんでしょうか。あるいはケース・バイ・ケースで、グレーになる部分もあるしクロになる部分もあるというふうに判断なさるのか。

官公需の発注の仕方と中小企業の政策というのはかなり密接に絡むのですから、一体どのようなく見解を公正取引委員会がお持ちなのか、お聞きをしたいと思います。

○政府委員(小鶴正口君) ただいまのお尋ねは、官公庁の事業の発注につきましての小規模事業者が構成をする一定の資格のある組合の行為、そのような場合のお尋ねかと存じます。

御案内のように、小規模事業者の相互扶助を目的とするなど、一定の要件を備えました組合の共同事業につきましては基本的に独禁法の適用除外になつてしているところでございます。したがいまして、御質問の点につきまして、今申し上げましたような要件を満たす事業協同組合等が仮に組合員の共同受注のために組合として入札に参加するということ自体は基本的に独禁法上問題となるものではないと考えております。

しかし、例えばでござりますけれども、組合がみずから入札に参加する場合に、ほかの入札参加者と共同してあらかじめ受注予定者を決定する、こういうことでありますとか、あるいはその組合に属する個々の組合員が事業者として入札に参加します場合に、その組合が入札参加者の中から受注予定者をあらかじめ決めてしまって、あるいはその組合員が事業者として入札に参加しまして違反をする行為と考えられるわけでございます。したがいまして、協同組合の独占禁止法適用除外、この定めは、あくまで今申し上げましたような不当な取引制限にわたるような行為は原則に基づいて判断をしなければならない、こういふことでございます。

今御指摘の点、これは率直に申しますと、個々の具体的な入札におきます実態に即して申し上げませんと、実は一般論として申し上げるのはなかなか難しいござりますけれども、ごく基本的な考え方は今申し上げましたようなところでござります。

なお、ついでに申し上げますれば、今私ども公会入札に関するいわゆるガイドライン、独占禁止法上の考え方を整理いたしましてこの三月に原案を実は公表いたしました。現在、それにつきましてのいろいろな御意見を内外からいただいているところでございますが、これらの御意見を参照しながら、なるべく近いうちに、例えばこの夏をめどにいわば確定版として公表いたすつもりでございます。その中には、ただいまお尋ねのようないわゆるガイドラインを公表いたすつもりでございます。その中には、ただいまお尋ねのようないわゆるガイドラインを公表いたすつもりでございます。

○村田誠一君 ゼひ細かくお願ひをしたいと思うんですね。

○村田誠一君 ゼひ細かくお願ひをしたいと思うんですね。

ろん建設も入るし、建設だけに限らない一般の役所が、官公需が必要とするものの需要に対しても全部適格組合制度というのはあるわけでございます。そういう意味でいえば建設についても同じように属する個々の組合員が小規模のものについては出てくるといふことがございますので、全部一律に、例えばこの適格組合制度といふうに理解していいのか。その辺の基本的な考え方、もしくは実態に明確にしてもらわないと、情報収集したり働きかけをしたら全部違反になつちやうのかな、そういうふうに心配をする業者もかなりおりますので、その辺については明確にひとつ基準を決めていただきたいということをお願いをしておきます。

それともう一つ、時間がありませんのでお聞きをしたいんですが、どの程度の実態を把握しているのかわかりませんが、昨今、小売業を中心としてフランチャイズ制度をとる企業といいましょうか経営体が随分ふえてきた。いろいろそれに参加している人のお話を聞いてみると、例えば売り上げの代金は契約に基づいて本部の方に一定期間入れて、そして仕入れ代金だとかいろいろな必要経費を差引いて残ったものの方が多い、高いので実はそこのお店で売っているのを買ってきて自分の店で売ろうかと思つてもこれは契約上できない、あるいは仕入れては売つている小売の値段よりも自分が仕入れているものの方が高い、高いので実はそこのお店で売つておられますけれども、私どもフランチャイズシステムについて以来、約十年でございますけれども実は十年前でございますが、昭和五十六年度と五十七年度にこの業界についての実態調査を行つたことがあります。その調査によりますと、例えばフランチャイズ契約の加盟店募集に際しまして情報提供が十分に行われていない、あるいはこの契約において、本部が加盟店に対する等々、競争政策の見地からいろいろ問題ではないかといふ実態も出てまいりました。

そこで、この調査結果を踏まえまして、昭和五十八年でございますけれども、私どもフランチャイズシステムについてのガーディアンを発表しまして以来、約十年でございますけれども、私どもに時々この種の問題についての相談事例はございます。あるいは違反行為があるのではないかという申告をございます。私ども、それを踏まえても、できるだけその調査結果を踏まえながら、具体的な事例を類型化いたしまして、このようないわゆるガイドラインを公表したところでございます。

そこで、今お尋ねの点でございますけれども、簡単に申し上げたいと思いますが、私ども、フランチャイズ契約というのは、これは加盟店が本部

の一定の方針のもとで統一的な活動をし、企業規模の小さな加盟店の事業能力を強化、向上させて、ひいては市場における競争を活発にする効果がある、基本的にはそういう効果があるだろうと思つております。

しかし、この契約は、今も御指摘のありました優越的地位の利用といいましょうか乱用といいましょうかに該当するような事例もあるのではないか、あるいはそういう訴えが公正取引委員会の方にも来ているんではないかと思うんです。一体、加盟希望者の加盟に当たつての判断を誤らせるよ

うな行為があつてはならない、つまり今のよう

が悪い。また、契約内容につきましては、契約全

てとしまして本部と加盟店との間で相互的にバ

ランスが保たれていることが必要である。もしそう

でなくて加盟店だけが不恰當に拘束されるとい

うになりますと、これは今御指摘のございました

本部側の契約上のいわゆる取引上の優越的な地位、その乱用に当たる行為も起り得ることであ

る、こんなふうに考えております。

そこで、今申し上げましたこのガイドラインに

つきましても、できるだけその調査結果を踏まえ

た具体的な事例を類型化いたしまして、このよう

いふかも含めて、あわせて御答弁をいただきたいと

思います。

○政府委員(小瀬正四君) いわゆるフランチャイ

ズシステムについての御質問でございますが、私

ども実は十年前でございますが、昭和五十六年

度と五十七年度にこの業界についての実態調査を

行つたことがあります。その調査によりますと、例

えば商品、原材料等の購入先を制限している

こと、例えばフランチャイズ契約の加盟店募集に際

しまして情報提供が十分に行われていない、ある

いはこの契約において、本部が加盟店に対し、

て例えば商品、原材料等の購入先を制限している

こと、例えばフランチャイズ契約の加盟店募集に際

しまして情報提供が十分に行われていない、ある

いはこの契約において、本部が加盟店に対し、

ソリン等の石油製品の輸入を石油精製、元売会社以外にも可能にする、こういう提言がなされています。電気事業審議会の答申がこの一両日中にされる、このように聞いておるわけでござります。先日のガス事業法の一部改正に統しまして、いいよ石油、電気につきましても規制緩和が進められていく、こういう方向になるわけでござります。

## 〔委員長退席、理事者掛哲男君着席〕

内外価格差是正の観点から大変大事な提言だと思います。エネルギーにつきましては、御承知のように安定供給の確保というのが基本的に大切なことでござりますけれども、この安定供給確保についての規制緩和の総括的な方針を明らかにしてください。

○政府委員(川田洋輝君) お答え申し上げます。

まず、エネルギーにつきましては、御承知のように安定供給の確保というのが基本的に大切なことでござりますけれども、この安定供給確保についての規制緩和の効率的な供給を阻害していることがあるのではないか、あるいは内外価格差問題についての広範な指摘が行われておりますことは先生今御指摘のとおりでございます。こういうことから、我々は安定供給の確保と効率的な供給の確保バランスをよく考えながら進めていく必要がある、こういう観点からエネルギー産業全般にわたって規制緩和の論議を進めさせていただいていたところでござります。

## 〔主要な三分野につきましてポイントのみ御説明をさせていただきます。〕

まず、ガス事業におきます規制緩和につきましては、御指摘のとおり大口需要者向け供給についての規制緩和を中心とした内容といたしますガス事業法の改正法案を今国会に提出させていただきまして、去る十七日に成立をさせていただいたところでござります。今後、この新たな制度の定着と円滑な施行に全力を挙げてまいりたいというふうに思っております。その際、衆参両院の商工委員会において付されております附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、適切な運用に努めてまいりました

いと考えております。

次に、石油事業における規制緩和につきましては、去る六月二十日に石油審議会石油政策基本問題小委員会の中間取りまとめが出されまして、特

定石油製品輸入暫定措置法の廃止によります石油

製品輸入主体の拡大など、市場原理の一層の活用の方向性が示されたところでございます。今後は、見直しの必要性が指摘されました備蓄制度と

品質維持制度につきまして引き続き検討を進めまして、こういう検討を踏まえて本年末を目途に最終取りまとめを行つて、所要の法改正その他の方

向に進みたいというふうに考えております。

そして三つ目に、電気事業における規制緩和について申し上げますと、これにつきましても効率

的な電力供給システムのあり方について電気事業審議会で御審議をいただいておりまして、取りまとめる最終段階に至っております。具体的に申し上げますと、鉄道電気事業に係る参入許可の原則撤廃などによります鉄道電気事業の自由化を図りますとともに、需要家への直接供給に関する参入規制の整備等を実施するといった内容のものでござります。また、保安に係る規制につきましても、その緩和につきまして積極的に取り組み、取りまとめを進めているところでございます。今後は、中間報告の内容に即しまして詳細な検討を進めて、これにつきましても本年末を目途に取りまとめを行つて、法律改正等が必要になれば、次にそのステップを踏んでまいりたいと考えておるところでございます。

○山下栄一君 新エネルギーの推進の件でござりますけれども、平成六年度予算の中に家庭用太陽光発電システムの普及・促進のための補助金が創設されたわけでございますが、極めて私は意義があると思うわけでござります。ただ、概算要求の

段階では三分の二の助成を要求しておったわけでございますが、結果的には二分の一助成、額額二

十億円、こういうふうに削減されたわけでござります。

三分の一の助成が行われておりますと、家庭に

おける初期投資は一百万円である。三キロワットの発電システムが起こす電気は年間約九万円で済むわけでござりますので、二十二年でペイすると

十六、七年たないとペイできない。

こういうことでございまして、このシステムの順調な普及を図るために追加的な措置を積極的に図る必要がある。予算的に不可能であるなら

ば、世帯数七百世帯を五百世帯に削減してもペ

イする期間を減らすという観点が考えられるわけ

でございますけれども、平成七年度以降の予算について太陽光発電システム家庭設置についてのお

考えを伺いたいと思います。

○政府委員(川田洋輝君) 御指摘の住宅用太陽光発電システムの普及促進事業につきましては、本

システムの設置者をモニターとして所要のデータを収集し、消費者ニーズに合致した機器性能の向上を図るとともに、政策的な初期需要の創出によ

りまして市場の形成を図り、関係者の努力によるコスト低減を促して需要の拡大を図つて将来の本

格的普及を目指そうというものでござります。

この事業につきましては、国による実質的な買

い上げを行おうというものはございませんで、

本システムの潜在的な需要を喚起いたしまして市場を創出しようという観点から、国が過半を負担

するということは困難であろうかというふうに思

いますが、太陽光発電システム導入というのは積

極的にこれを進めるべきものでござりますので、他の資源エネルギー、再生可能エネルギーに対する支援レベルから比べますと大幅に上回る二分の一の補助率ということを決定させていたいたものでございます。その内容、規模とともに私ども大変画期的な予算であるというふうに考えておるところでござります。

## 〔理事者掛哲男君退席、委員長着席〕

〔理事者掛哲男君退席、委員長着席〕

ガス供給規程及び実施細目で、ガス事業者の負担として本支管と供給管、それから開発者、つまり公団とか公営住宅などですけれども、これの負担として内管というふうに明文化されているわけ

に、本来ガス事業者が負担すべきものを居住者が負担させられているということが大きな問題になつてきているわけです。

○高崎裕子君 まず、通産省にお尋ねいたしますが、マンションの建てかえ問題をきっかけにして、これに向けて効果的、効率的に

施策を進めていきたいと考えております。

○高崎裕子君 まず、通産省にお尋ねいたしますが、マンションの建てかえ問題をきっかけにして、これに向けて効果的、効率的に

施策を進めていきたいと考えております。

○高崎裕子君 もう少し詳しく述べます。今言つたように、原則として団地内道路というのは本支管とい

うことでよろしいわけですね。

○政府委員(白川進君) こういうことが基本とし

て定められておりますけれども、ただ公道のほか

に私道及び団地内道路を道路に含むこととしているという趣旨は、本支管がガス事業運営の基盤でございまして、ガス事業者の導管ネットワークを形成するためには、公道のみならず私道や団地内道路を含めて効率的に導管を整備していくことが必要と思われるときに延伸、増径、入れかえなどの変更ないしは修繕の工事が可能な場所になればならないという事情にござります。

このために、特に団地内道路にガス導管を敷設する際には、その団地内道路がこうした今申し上げたような工事が可能な状況にあるのかどうかについて疑義がある、あるいはその道路が私有地にある場合におきまして、修繕その他のについての土地使用について所有者の承諾を受けられるのかどうかといったようなことについて疑義があるときなどには、その道路の所有者たる団地造成者、先生の今おっしゃつておられる公団なども含むわけですが、ございますけれども、とガス事業者がこれらの点について協議をいたしまして、ガス導管を本支管とするかまたは内管にするかを判断せざるを得ない状況がござります。これによりまして、一部の団地内道路にあるガス導管は内管となっているのが実態でございます。

○高崎裕子君 供給規程は明確に団地内道路に敷設されるガス管は本支管であるというふうにしており、協議をして開発者負担の内管にするといふこともあるというわけですが、これは本支管であるという供給規程と並列的に扱うということは全くおかしいわけで、今も疑義があるときにははどうふうに言われましたけれども、協議をして決めるなら初めから団地内道路は本支管であるといふように規定する意味はないわけで、この協議といふのは、疑義があるとき、例外的なものであるということなんですね。

そこで、住宅公団にお尋ねいたしますけれども、明らかに団地内道路であるにもかかわらず内管扱いになつていて、その理由を伺いますと、大阪ガスは厳格に供給規程どおり団地内道路はすべて本支管扱いということになつてゐるんだけれども、それ以外のガス会社は内管になつてゐるわけなんです。つまり、ガス事業者が負担しなければならないのに公団が負担をしているということになつて、これは当然分譲であればその価格にはね返つてきませんし、それから賃貸はもう家賃に組み込まれてしまうということになり、これは大変重大な問題だというふうに思うんです。

どうしてこういう内管扱いになつたのかということ、またこれについてはやっぱり改善していくしかないと思ふんですが、改善のための対応をどういうふうに考えておられるか、お尋ねいたします。

○参考人（青柳幸人君） 公団団地の団地内道路に埋設するガス管を内管とするか本支管とするかにつきましては、団地内道路の構造、形状、維持管理形態等、団地建設時の諸条件に応じてガス会社と合意して敷設してまいりました。当公団につきましては、昭和五十七年以前の団地につきましては、団地内道路に埋設するガス管を本支管とするものと内管とするものと混在しております。しかしながら、昭和五十八年以降は、今までの団地建設の実態を踏まえまして本支管扱いにしております。

○参考人(青柳幸人君) 今申し上げましたように、既に公団の手を離れている物件でございますのでその辺は非常に難しい問題でございまして、同じ繰り返しになるかと思いますが、内管を本支管にしたいという要望があれば、それを受けてその趣旨をガス会社に申し添えたい、かように思っています。

○高崎裕子君 それから、次に建設省にお尋ねいたします。

大阪では自治体が公営住宅の負担にならないよう供給規程どおり行われています。私のいる北海道ですが、これは道営も札幌市営も調べましたら、公道から供給する団地の敷地に入ったとたん団地内道路であっても内管扱い、すなわち公営住宅持ちになってしまいます。これは千葉県でも千葉市でも内管扱いで同じなんです。大阪を除く全国各地の公営住宅がこうした扱いになつていて思われますので、実態を把握するための調査をして直ちにこの点は改善をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○説明員(那珂正君) 公営住宅団地におきますガス管の敷設の負担区分につきましても、ただいま御指摘ございました問題、あるいは通産省、住都公団、それぞれから御説明がありました問題があります。その理解いたしましては、ガス事業法に基づき一般ガス事業者が定め通産大臣が認可する供給規程において、導管のうち道路に並行して敷設する本支管はガス会社の負担と定められております。しかしも供給規程におきまして、実施上必要な細目的事項はその都度使用者とガス会社との協議によって定めるということとしているわけでございまして、全く同様な扱いだと思います。

○高崎裕子君 今分譲の点でガス事業者に申し添えたいというお話をしたが、これは単に伝えるということよりは、もう少し積極的だということですね。

は利用形態、管理形態がさまざままでございまして、すべて団地内道路に敷設するガス管をガス会社の負担とすべきとは言い切れないのですございます。しかしながら、住宅建設コストの低減を図る観点から、今後建設いたします住宅団地につきまして、各公営住宅事業主体に対し、ガス事業法並びに供給規程の趣旨を十分理解した上、ガス会社と負担区分について協議するよう指導してまいりたいと思います。

○高崎裕子君 それで、ちょっと時間がありませんのであと一問。

会計検査院にせっかく来ていただいておりますが、今お話を伺つていただいたと思ひますけれども、本来ガス事業者が負担すべきものを公団とか公営住宅が余計な負担をしているということになつておりますので、この点は調査をしていただきたいということ。最後に大臣に一言で結構ですけれども、本支管であるのが内管となつていて、これから老朽化していくわけですから敷設がえすぎるときに不当な負担をかるるということになつたら大問題ということで、関係住民から移設などの対策をとつてほしいという要望が必ず出てくると思ひますし、通産省としてはこの対応をぜひ指導していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○説明員(丸山淳一君) お答えいたしました。

今後の検査におきまして、先生御指摘のようない点から公団住宅、公営住宅につきましてガス管にかかる経費が増高し、その結果、公団の会計経理あるいは国の補助金に係る会計経理に不当な損害が生じていなかいか、十分に留意してまいりたいと存じます。

○国務大臣(畠英次郎君) お気持ちとしては十分わかるわけでございますが、これはそれぞれの設備範囲と申しますか責任範囲といいますか、当事者間のお話し合いが基礎になる、かような認識をいたしております。

○高崎裕子君 これから全国的に大変問題になつてきますので、通産省としてはぜひ強力な御指導

○井上計君 先ほどお話をありました、円高対策緊急経済閣僚会議ということになりますから、兩大臣どうぞ御退席いただいて結構でございま  
す。

大臣御出席であります。臣間もございふので、題に絞つて長官にお尋ねをし、また御意見を伺いたいと思います。

算の明細書等をざっと斜めに読んだわけではありませんが、これは委員長、また同僚各委員にもお願いがありますけれども、この中の四ページからからいろいろな諸謝金というのがあるんです。総額では三千四百九十二万五千円になります。これをずっと見ますと、八千円なんであるんです。最近は小学生にお年玉やつても八千円やると怒られるようなんですが、八千円だとか一万円だとか七千円だということがあるわけです。こんなことまで明細にずっとこれが続いておりまし、また旅費、それから工庁だとか何かの一円だ二円だというふうにとまで明細に上げなくちやいかな現在の予算編成のあり方、これはもう通産省だけでありますから各省庁でも共通する問題でありますが、こんなことではますます事務が煩雑で渋滞してしまうもならぬであろう。

こんなことは、予算編成の中で、これは大蔵省の問題ではありますけれども、科目流用は当然でありますから、できれば委員会としてのそういうふうな意見というか、ものをお出しitだければあります。

こんなことは、予算編成の中で、これは大蔵省の問題ではありますけれども、科目流用は当然でありますけれども、もっとまとめて簡素化するように、きょう委員会の委嘱でありますから、できますれば委員会としてのそういうふうな意見というか、ものをお出しいただければありがたいと思います。

そこで、長官にお尋ねをいたします。時間がありませんから絞つてお伺いをいたしますが、規制緩和については、もちろん総論では我々賛成でありますし、またこれからさらにはいろんな国際問題が

等々考えたときには進めていくべきでありますけれども、しかし急激な規制緩和によつていろんな影響が特に中小企業に起きております。これは御承知だと思います。

まず、例を挙げますと、先般の大店法の営業時間、閉店時間の延長等によって周辺の小売商はかなり影響を受けておる、こう聞いております。あるいは酒税法、小売酒販の免許の緩和、輸入のお酒の関税引き下げ等々によつて最近はもう大都市周辺には酒の安売り店が随分とふえまして、そのために酒の既存の小売店の転廃業ということがふえておる、こう聞いておりますが、どのような認識をしておられますか。これらについての状況等、短い時間でありますけれどもお聞かせをいただきたい、こう思います。

それから、一括してお尋ねいたしますけれども、昨日の夕刊ですかに出ておりますが、物価安定政策会議ですか、総理の諮問機関であります、この研究委員会がきのうまとめた報告書案では、大規模小売店舗法の廃止等を初めとして四十項目に上る大幅な規制緩和策を打ち出しているということが新聞に出ておりました。事実であろうと思いますが、これについて、実際問題としてこんなことがドラッグチェックに行われると転廃業・経営危機に陥る中小企業が随分ふえると思うんです。これは小売店だけの問題じゃありません。例えていうと自動車の車検の見直しでも、既に言われておりますが現在の自動車の車検業者の三分の二ぐらいいはもう転廃業せざるを得ないのではないか、こんなことも言われておりますが、そういうことについてどういうふうな御見解でおられるのか。規制緩和に伴つての中小企業に対する影響であります。

それから、もう一問お尋ねをいたしますけれども、昨日も連立与党の政策会議で税制改革大綱についてのまとめをしたと思います。私は与党ではありますけれども、その中でいろんな不満を持つてゐる面があります。だからといって与党でありますからそう余り強力な反対はできませんが、特

を中心として、あるいは一部の人たちが中小企業の益税はけしからぬということを随分言われておる。私自身は言われているような益税がそんなにあると思っておりません。それのために、今後消費税率を上げる場合益税がもつとふえるから、したがって中小企業に対する特例を大幅に見直すという意見が強く出でております。例えば免稅ライシンの引き下げであるとか簡易課税ラインの引き下げ等々言われております。

私は、中小企業のいろんな状況を考えたときに、個人的には賛成しがたいと思っております。与党がそんなことを言うとおかしいんですけれども、中小企業庁長官はこの中小企業に対する消費税問題についてどのようにお考えでありますか。

以上、一括して申し上げましたけれども、私の持ち時間は十二時五分まででありますので、十二時五分前に御答弁を終わつていただきないと今度は本会議に影響がありますので、簡略にひとつお差し支えない範囲でお答えをいただきたいと思ひます。

以上です。

○政府委員(長田英機君) 井上先生から今酒、太店法、そのほかのいろいろな規制項目についてのお話の例示がございましたが、今私実は政府部内でも進めていいる規制項目の具体的な項目それぞれについて存じておるわけではないわけでございますけれども、現在のような中小企業が置かれている厳しい環境からいたしますと、やはり規制緩和項目によりましては中小企業が厳しい影響を受けることがありますとそれがまた対策に加わつてくるというふうに考へるわけでござります。

こういうような状況に対応いたしましては、私ども実は平成五年度におきましても三度にわたる改正を組んだりいたしましていろいろな対策を実施し、またこれから六年度の予算を通していただきますとそれがまた対策に加わつてくるというふうに考へるわけでござります。

業種について、私は他の担当省のことについて申し上げますと、大店法につきましては既に五月一日から閉店時間の届け出基準あるいは休業日数の問題、それからさらに規制している千平方メートル未満の届けの原則自由化というようなことをやつております。何と申しましてもこの実行の状況を慎重に見きわめていくことが第一であるというふうに考えて、大店法廃止というようなことは、私どもとしては、賛成し得ないと申しますが、とにかく今やっている、やり始めた対策を慎重に見きわめていくことが重要だと思うわけでございます。

それからもう一点の消費税につきまして、中小企業特例の話でございますが、これは昨日政府の税制調査会それから与党の税制改革協議会で報告がそれぞれ出されたところでございます。この中にも中小企業特例について書いてございます。

私は、この中小企業特例につきましては、基本的な考え方として、制度の公平性の要請それから納稅事務の簡素化というような要請とのバランスをどうとつしていくかということであると思いますし、特にその見直しに当たりましては、中小企業者からは、中小企業が価格競争能力がないといいうような事情あるいは事務処理能力が非常に乏しい、こういうような事情に十分配慮してほしいという希望を私ども一様に強く受けているわけでございます。

こういう点から、今回の報告を私どもが見させていただきましたところによりますと、この答申、報告は、中小企業の要請に一定の配慮を示していると一応評価できると思います。まあしか

し、中小企業特例のより具体的なあり方と申しますか内容と申しますか、それはこれから検討されていくことでございますので、私どもとしては、今後検討が行われてまいります段階におきまして、先ほど申し上げましたような中小企業者の声を十分に反映し配慮しながら適切に検討が行われていくということを期待し折るという立場にあるわけでございます。

○井上計君 ありがとうございます。

○委員長(中曾根弘文君) 以上をもちまして、平成六年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち公正取引委員会及び経済企画庁、通商産業省所管、中小企業金融公庫並びに中小企業信用保険公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、午後二時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後二時十二分開会

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから商工委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、高崎裕子君が委員を辞任され、その補欠として橋本敦君が選任されました。

○委員長(中曾根弘文君) 製造物責任法案(閣法第五三号)及び製造物責任法案(参第一号)を一括して議題といたします。

○委員長(中曾根弘文君) この際、去る二十日の本委員会における吉村剛太郎君の質疑に關し、厚生省田中薬務局長から発言を求められております

ので、これを許します。田中薬務局長。

○政府委員(田中健次君) 御指摘のように、血液製剤の取り扱いにつきまして種々議論のあったところであります。輸血用血液製剤は生体機能の一部を補充、移植するという性格を有していること等から製造物責任法の対象とすべきではないと考へ方があることは十分承知をいたしております。

中央薬事審議会におきましても、輸血用の血液製剤の取り扱いにつきまして種々議論のあったところであります。輸血用血液製剤は生体機能の一部を補充、移植するという性格を有していること等から製造物責任法の対象とすべきではないと考へ方があることは十分承知をいたしております。

法案の作成に当たりまして、日本赤十字社等の関係者の理解を求めるながら、政府部内で協議した結果、輸血用の血液製剤は血液に保存液、抗凝固液等を加えたものでありまして、加工された動産であることから製造物責任法の対象に含めることとされました。

この間、厚生省いたしましてはできる限り関係者の理解が得られるよう努めたところでありましたが、なお医療界や医療の第一線において輸血用血液製剤を本法の対象とすることについての懸念や、輸血用血液製剤の安定供給に対する不安などが存在することは、御理解いただくための努力が十分ではなかつた面があると反省をいたしております。

なお、今後厚生省いたしましては、本法案におきます輸血用血液製剤の取り扱いに關しまして、関係者に十分周知し、御理解を得るよう努力をいたしますとともに、輸血用の血液製剤の安定供給に支障が生ずることのないよう、一層努力をしてまいりたいと考えております。

○委員長(中曾根弘文君) これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉村剛太郎君 本日は、田中薬務局長わざわざおみえいただきまして、ただいまのような答弁をしてまいりたいと考へております。

ておりましたように、政府提案のP.L制度、P.L法案といいますものは大変画期的なものであると

私なりに評価をしておるところでございます。また、消費者の被害を救済するという大変大きな重要な面を持つておるわけでございまして、その中で輸血によります被害を受けた方々を救済するということ、そして今おそのような症状で苦しんでおられる方を救済するということ、これまた我々の大変大きな務めであろう、このようと思つておるところでございます。ただ、いろいろと質問の経緯の中で、全血製剤また血液成分製剤に対しまして、これが製造物という概念の中に入るかどうかということいろいろと議論を重ねた次第でござります。

局長の答弁の中にありましたように、血液学会、日本赤、また医師会、それぞれ専門的な立場の方々が科学者の立場からその全血製剤並びに成分製剤についてはどうも製造物というものに入れるには無理がある、なじまないという学会の意見ではある、このように思ひます。それは厚生省としても十分に認識もしておるところではないか、このようと思つておるところでございます。

特に血液といいますのは、そういう自然科学の分野で研究また考えるものでありますと同時に、これも過般申しましたように、例えばある宗教団体は輸血を絶対しないんだ、薬は飲むけれども輸血はしないんだというような考え方でございます。これはまさに宗教的な見地、観点であろうと思ひます。例えは悪いんですが兄弟杯、酒の中に血を垂らしてお互いに飲み合うということによって精神的なつながりを強めるというようなこと、非常に観念的な分野というのもあるわけです。

そういうものを承知の上で、こうやって我々が論議しておりますのは、国会とか政治とか法律とありますのは、これはまさに社会科学の分野でございます。そういう純然たる学問、自然科学の分野、観念の分野を承知しながらおかつ政策判断として製造物に入れるということ。それは、目的としてはそういう被害を救済するというようなこ

と、大変これはすばらしいことだと思います。お

ぼれている人を何がなんでも救いたいということであろうと思いますが、おぼれているから飛び込んで助ける方がわざわざおぼれてしまうようなことであつてはこれはならない、このように思う次第でございます。

本来、輸血用の血液といいますのは、善意の国民からいただいて、それを非営利団体の日本赤がチェックし、保存し、そして供給しているということがありますから、そういう面ではいわゆる経済行為とは随分違う形ではないかというわけでございま

とは随分違う形ではないかというわけでございま

す。そういうことで、私は今もなお製造物という概念に入るのは大変難しい問題ではないかな、

このように思つております。

方々、また御本人のいろいろな行為、また体質によつてそういう肝炎なりエイズにかかる方々、そ

の起因するところは違うけれども患者としては一

緒なんです。これをやつぱり救つていかなければ

ならない。これが我々の、また厚生省の、医療業

界の務めではないかな、このように思う次第でございまして、こういう形の中でやるということ、

これは本当にちょっととなじみがどうかなという感

じがするわけでござります。大局的な見地から、

まだ社会の中でよりよい方向を持っていくとい

うことは、これは十分私なりにわかっているところ

でございますが、そういう面で大変私はまだまだ納得がいかない点がございます。

ただ、この後我が自民党の専門家でござります

宮崎先生もいろいろとこの点についての御質問も

あろうか、このように思う次第でござります。

きょうは局長の御答弁を拝聴いたしまして、もう

時間がございませんから私の質問は終わらせていただきます。

○斎藤文夫君 自民党の斎藤文夫でございます。

いよいよ歴史的とも言うべきP.L法の大詰めを迎えておるところでございます。

さてそこで、いろいろ既に論議をされておると

ころであります、多少複雑を免れませんけれどもお尋ねをさせていただき、改めて成立に向けて進んでまいりたいと思います。

ます本法につきましては、我が自由民主党を委員会大変大きなテーマとして取り組んだところでありまして、製造物責任制度に関する小委員会であります。このものをつくりまして、二年半にわたり検討をされ、平成三年の十月には同委員会が中間報告を取りまとめました。これはもう通産大臣よく御存じのところでございまして、二十二項目にわたる検討項目を出して、これらをできる限り詰めて早い時期にP.L法をつくろうということで努力をしてきたところでございます。

年に民法制定以来、約百年の間は民法によって製作物等の責任を問うてきたところでございましたが、ここに過失責任の原則を欠陥責任に改めて消費者保護という大きな視点を打ち出したところでございまして、私どもも、時代の流れ、あるいは

また国際的に見て、当然そういう分野へ入っていく  
なければならない、むしろもう数年早くてもよ  
かつたのかなというような気がいたすところです」と  
ざいます。

企業対中小零細企業、こういう特殊な二重構造の中で日本の経済というものが発展をしてきた事実があり、あるいは歴史の中の商習慣というものは他の国から見るとユニークな点が多くあるようあります。それがあるときには関税障壁となり、市場障壁となり、指摘を受けてまいったところでありますけれども、そういういろいろな今までの歴史、風土、習慣、文化、そういうものにこれからこのP-L法というものが導入をされることによっていろんな影響が出てくるのではないか。そこで、こんなような背景を土台といたしましていろいろ御質問をさせていただきたいと思います。

まず、産業界の受けとめ方はどうだったのか。大手企業あるいは中小零細企業それぞれスケール

的に差がありますからその立場立場で問題があるわけですが、例えば欠陥責任にかわって消費者を保護する、こういうことになりましたときに、まずアメリカにおいては訴訟件数あるいは賃金額、保険料などが急激に上がった、保険ももうこれ以上受けないとかいんな問題が起きました。これは御案内のように製造物責任危機といふのが二回ありました。そういうとこを見ますと、我が国の経済、社会、文化に及ぼす影響といふものは、これは相当なものがあるんじゃないのか。

昨年 私どもの小委員会がニードル大学の P-L 法についていろいろな問題点をお聞きいたしました。そのときに、今アメリカでは逆にこういう P-L 法についてこれでいいかという見直しが行われている、日本は後発であるわけですけれども、アメリカの轍を踏まないよう十分御検討された方がよろしい、こういうことも承つておるところです。それだけに重ねて慎重な配慮が必要なのかなと。

そういう観点に立ちまして、日本の産業界はどうこの法律を受けとめているか、通産大臣の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(畠次郎君)　ただいま斎藤先生御出席  
摘のとおり、いわば百年ぶりといいますか、画  
的で一つの新法をつくるといったような意味合  
いの位置づけがなされるんではないかなというふうに  
を考えるわけでございます。私自身もこの法その  
ものを受けとめます場合におきましては、ます何  
といつても、それぞれの分野における一つの意識  
改革をお願いしなければならない。

そういう中にございまして、本問題につきま  
しては、自民党さんのお立場を初め各政党のお立場  
におきましての従来から長い間になります眞切  
なお取り組みを賜つたわけでございます。そ  
うような御審議を願う過程におきましても、いた  
ゆる産業界の関係の方々の御参加を願う、ある  
はまた御意見をいただく、そういうようなお取組

組みの中から今日この法案提出に至るまでの間、産業界の各界各層の方々、そしてまたとりわけ中小企業の問題につきましては懸念をされました。中小企業の代表の方々も御参加を願つての御協議、御審議、討議、そういうものを踏まえての今回の法案提出であるわけでございますので、私は大方の御理解を産業界のお立場でもいただいておるというふうにも受けとめさせていただいておるわけでござります。

さはさりながら、やはりこれから先の取り組み等々の点に関しましては、何といつても一年間の猶予期間の中における、産業界等々あるいはまた消費者の方々に対しましても、とりわけ中小企業に対しましてもさらなる御理解を願い、そしてま

た行政サイドの対応策についての責任も極めて大きいものがあるというふうに考えるわけでござります。

客の自尊心や政治文化感覚をして、少しでも本法案の中にも精神として十二分に盛り込ませておる、かよう受けとめさせていただいておまかでございます。産業界のそれなりの御理解と御協力がいたただける、さような認識を持たさせて

いただいている次第でございます。  
○齋藤文夫君 実は時間が急に短くなりました  
ので、急いでいろいろ質問をさせていただきます。  
法務省関係の方がおいでだと思いますが、元々  
日本では、元来というより最近、特に人の命は人  
球より重い、こういうような日本社会でありま  
すし、同時に、例えば交通事故等を見ておりま  
すと、車対人の事故にかかる原因はいろいろあ  
りますけれども、大方機械が悪いというような結  
論が私たちの町の中ではしようちゅう見られま  
す。人間の能力にはおのずと限界がある。前方  
注意にもいろいろ能力的に無理がある。にもか  
わらず、人身事故を起こすとドライバーは前方  
注意でやはり厳しく処分をされる。こういうよ

な日本社会でござりますから、改めて消費者が権利を守るために、法によって起こる可能性があります。アメリカ法の乱訴社会になる危険性が十分あるのかなど。  
また、それに対応して十分裁判官がいろいろな状況証拠の中で適切な御処理を適切な期間でできるだけの能力をお持ちになるのか。元来、裁判官のお立場、あるいはそれを立証される検事のお立場といふものは、いろいろ証拠に基づくことはいえますけれども、技術的な分野の証拠というのは、一朝にしてなかなか知識にはなりません。それだから、御判断をされるのにも率直に言つて手間暇かかるというケースが多い。

そういう中で、PL法によるいろんな訴訟案件が起きてくると、裁判業務というものが残念ながら停滞をする、そういう可能性なきにしもあらず、こう思つておりますので、その辺をお聞かせいただきたい。

り、人の命は地球より重いというぐあいに判決中で明らかにした最高裁の裁判もござります。が国では、裁判あるいは不法行為制度のもとにござまして、その理想といたしますところは、真

救済されるべき者が適切に救済されるということ、が望ましいということを掲げている、これは当然のことであろうかと思ひます。

そこで、まず一つの問題点といたしまして、いかにアメリカ型のような乱訴社会になるのではなくかという懸念があることも承知しております。しかしながら、本法律案は御案内のとおり、製造の欠陥によりまして人の生命、身体または財産被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の要件を、従来の主観的な要件であります過失よりまして、従前の裁判例におきます実務上の夫を取り入れ、法的安定性を高めようとするものであるという点にもありまして、この法律によまして我が国が御指摘のような乱訴社会になる



うよ、これをひとつWTOのテーマにでもしていただいて今世紀中に話し合いというような形のものをおつくりになられた方が、これまた輸入の障壁だ何だという問題に置きかえられないで済むのではないか。こういう観点に立ちましてぜひひとつ、世界共通のP.L法的な発想についてのお考えはいかがかとお尋ねをしたいと思います。

○國務大臣(畠英次郎君) ただいま、このP.L法が輸入そのものの阻害要因にならないか、あるいはまた発展途上国に対する大きな影響を与えるはないかというようなお話の中から、やはり国際的に調和のとれたあるべきP.L法案でなくてはならない、さような意味合いでのWTO体制に移行する中におきましても真剣に取り組んではいかがとうような御指摘を賜ったわけでございます。

今回のP.L法そのものも、さような意味合いでのものを踏まえた調和のとれる姿の中での法案の提出をさせていたいたわけでございまして、いわばのような意味合いで輸入の阻害要因になると度合いは少なくとも少ない、こう申し上げて差し支えがないというふうに考えます。そしてまた、斎藤先生御指摘のとおり、これからWTO体制に向けて、発展途上国のお立場にございましてもかような意味合いでの調和のとれました体制づくりといいますものに、我が方におきましても努力を積み重ねていかなければならぬ、さようなる認識を持たせていただいている次第でございます。

○斎藤文夫君 中小企業関連で幾つかお尋ねをしておきたいと思います。

時間がありませんので、項目で申し上げてまいります。

第一に、例えば被告たる部品、原材料製造業者が欠陥の発生につきみずから無過失を証明する場合に、これは大手企業ならいろいろな角度からそういう手間暇を下し得る。ところが、中小零細企業ではなかなかそういう費用は負担が大きく、現実の問題としてできにくい。だからこの抗弁といいものは実効が上がらないんじゃないかな、

こういう懸念を持つておりますが、いかがでございましょうか。

二つ目は、親企業と下請企業の関連の中で、万一起事が発生した場合、部品製造の責任という形の中でもうも中小零細企業、下請企業にしわ寄せが来るのでないか。今までいろいろな長い下請と大手企業との関連を見ておりますと、そういう責任の割合のしわ寄せというものが中小企業に来ないよう何か対応をしなきやいけないのじやないかなという気がいたします。

それと、中小企業がみずから新しい製品を開発し市場に送り出そう、それは通産省が実は積極的に応援をしてきたところでございますし、また中小企業の生き残り対策としても当然私は重要な柱だと思う。ところが、こういうような製造責任がより明確になってきますと、いわゆる新商品開発の意欲が中小企業においては阻害される、こういいうようなことが十分考えられますので、この点についても一言お触れをいただきたいと思いま

す。それから、これは開発危険の抗弁における科学

または技術に関する知識、こういう問題にも間接的には関係をするんですけども、製造の責任でさつきお話ししましたが、入手可能な最高水準のものを持てと規定をされていますけれども、中小企業がそんな高い水準のものを持てるはずがない。こういうようなことについてのやはり問題点を感じるのは私ばかりではない、このように思

ます。

それからさらに、中小企業がこのP.L法を受け入れて、そして従来どおりの経済活動をやっていくには、先ほどの一年間の周知期間とかいろいろ行政的な御指導、こういうことも言われましたけれども、特に私は、中小企業に対する適宜適切な支援をお願いしたいと思います。

その際に、例えば都道府県とか商工会議所、そ

システィムというものをおつくりいただけないものか。それは例えば事件が起きたら弁護士へ行きなさいよ、私たちのところには何か事件があると弁護士さんどこかにいませんかと言つて相談に来る事故が発生した場合、部品製造の責任といふ形の中でもうも中小零細企業、下請企業にしわ寄せが来るのではないか。今までいろいろな長い下請と大手企業との関連を見ておりますと、そういう

可能性の問題でございますが、これは当該部の問題です。そのためには保険料をかけてリスクを保険会社にジョイントするのではなくだといいますのは、万一責任を問われたときの弁済、賠償を負担するのも、その保険料だってこれからどう決まりますか。中小企業にとって大きな負担だ

ということになればこれまた問題でもございますけれども、その保険料だつてこれからどう決まりますか。中小企業にとって大きな負担だ

ということになればこれまた問題でもございますけれども、その保険料だつてこれからどう決まりますか。中小企業にとって大きな負担だ

ありますから、そのための例えは貸倒準備金の支払いができない、こういうことになつたら大変なことになればこれまた問題でもございますけれども、その保険料だつてこれからどう決まりますか。中小企業にとって大きな負担だ

ありますから、そのための例えは貸倒準備金の支払いができない、こういうことになつたら大変なことになればこれまた問題でもございますけれども、その保険料だつてこれからどう決まりますか。中小企業にとって大きな負担だ

ありますから、裁判の際、そのときにおいて当該製造物が欠陥を有すると判断される場合に、今度は被告が立証を行いまして、製造物の引き渡しのときにおける科学または技術の知識によってこれを認めることができます。この開発危険の抗弁は、一種の抗弁でござります。技術の進歩に伴いまして、技術の開発を妨げることのないよう、本法案第四条第一項には開発のための開発危険の抗弁という抗弁を設けています。

大蔵省はこういう状況下ですから難しいかもしれませんけれども、例えばこのリスク保険については当然全額経費として見る、あるいはまた賠償準備金もこれも見ましょうというなら、税の上ににおけるインセンティブをこの際与えていただきたい、こう要求をしたいところであります。それからについてお聞かせをいただきたい。

○政府委員(清川佑二君) 御質問の中でも、まず法律そのものにかかる部分を御説明させていただきます。

それからさらに、中小企業がこのP.L法を受け

入れて、そして従来どおりの経済活動をやってい

くには、先ほどの一年間の周知期間とかいろいろ行政的な御指導、こういうことも言われました

けれども、特に私は、中小企業に対する適宜適切な支援をお願いしたいと思います。

その際に、例えば都道府県とか商工会議所、そ

うな状態でございますので、通産省といたしまし

では、引き続き中小企業の技術力の向上に努め、本法案の成立の暁にこの法律の施行に支障のないよう努めてまいりたいと考えております。

○政府委員(村田成二君) 中小企業行政を担当しておる立場から先生御指摘の点につきまして二、三お答え申し上げたいと思います。

懸念の点でござりますが、私どもいたしまして  
も、今この点が一番心配でございますし、また令金  
を入れて行政的に対応していくにやいかなと思つ  
ておる点でござります。

いろいろな法律問題をあらうかと思ひますけれども、具体的にいろいろなしわ寄せ形態というのを想定されるわけでござります。例えば親事業者が自己の地位を利用してしまして下請事業者に本当に責任を押しつけるような行為、例えば下請事業者の過失がないにもかかわらず親事業者の行つ

た製造物責任法上の賠償につきまして、下請事業者は負担をさせるというような契約をするというような行為、こういったものはやはり独占禁止法、特に優越的地位の乱用という項目に触れてくるかと思います。

それからまた、不当な契約に基づく求償あるいはPL保険の保険料の下請事業者への不当な押しつけといったようなことがありますれば、下請代金の減額あるいは買いたたきといったことに類するわけでございまして、そういった意味で下請代金支払遅延等防止法の違反、こういうことになつてゐるわけでございます。

いずれにいたしましても、私どももいたしまして、  
では公正取引委員会と十分協力をいたしまして、  
下請代金取締法の調査あるいは検査、そういうつた  
ものの徹底を期していただきたい。そして、こういつた  
た今申し上げましたような不当なしわ寄せという  
ことが生ずることのないよう、親企業に対しても  
指導を徹底してまいりたい、かようと思つております。  
それからまた、法案上発注書面というのは非非常  
に重要な位置づけになつてまいりますけれども、

こういった発注書面の重要性につきまして、例えは各県に設置されております下請企業振興協会等々を通じまして下請事業者の皆さんにこの重要性を認識してもらうべく啓蒙、普及、指導を行つてまいりたい、こういうふうに考えております。

それからまた、いろいろ相談に行きたいところがあるという方も多いかと思います。私どもいたしましては、従来、この下請企業振興協会に顧問弁護士制度というものを置いておりますけれども、今までには五名五カ所でございました。現在、審議をお願いしております平成六年度予算案におきましては、これを一挙に三十カ所にふやすべく要求に盛り込んでいるところでございまして、こういう形を通じましてきめ細かな対応をしてまいりたい、かように思っている次第でございます。

それからまた、ただいま商務流通審議官の方からお答え申し上げたわけでございますが、やはり新商品開発、これにつきまして特に製品安全面での技術力あるいは品質向上対策、その他のいろいろな準備、これが肝要かと思っております。私どももいたしましては、平成六年度の予算案におきましていろいろな形の、商工会、商工会議所を通じましたこういった安全面での、それからまた制度自体に対する知識の普及あるいは指導といったような予算項目について要求を盛り込んでいるところでございますて、かようなものを通じましてきめ細かな指導の徹底を図つてしまいたい、かよううに考えておる次第でございます。特に、商工会、商工会議所を通じましては約二百カ所の講習会を予定しております。こういったきめ細かな対応を図つてしまいたい、かよううに考えておる次第でございます。

うなものであるかにもよりますけれども、一般的の損害保険の保険料というようなものでござりますと課税所得の計算上経費として控除、損金算入されになるかと思ひます。

申にも御指摘いただいてますように、税制上の特別措置や税負担の公平等の税制の基本理念の例外措置ということで考えておりますので、新設、拡充については政策目的、効果を十分吟味して、税制としての整合性に十分配慮しながら特に慎重に

○斎藤文夫君 実は二十分ほど質問時間が短縮されましたが、まだいろいろお聞きしたかったわけですが、最後の一問についてお尋ねをします。

て終わらせていただきたいと思います。

P-L法の精神は、私に言わせますと、消費者の保護と製造者の責任の自覚の向上ということにものあります。とは言ひながら、冒頭もお話をしましたが、製造者のみに責任を押しつける、要求するだけではなくて、消費者も善意でしかも商品知識豊富な賢い消費者であつてほしいと思うんです。ですから、そういう教育というものがこれからからの社会では大変重要な意味を持つてくるのかな。その意味で、消費者を保護しそして企業も行政も一体となつて商品の安全性を高めていく。このP-L法というものは、いろいろまだ血液の問題等ございましても大いに前向きで取り組んでいかなければなりません。その中で日本経済がダイナミックに発展すること、我々の国民生活がより豊かになつていくこと、こういうことを念じながら進んでいくであろう期待をいたします。

最後に一言ずつ両大臣のお考えをお聞かせいただき、終わらせていただきます。

○國務大臣(畠英次郎君) ただいま斎藤先生御指摘のとおり、これは生産者側におきましても消費者側におきましても、そしてまた行政サイドにお

きましても、いわばこういった時代の大きな転換期に伴う意識改革をそれぞれ自覚をしていかなくてはならない。そういう中におきましての、それぞれの立場における、先生御指摘のような意味合いでより安全な製品をつくる、そしてまた消費者におきましても自己責任等々の中からの確な選択

をしていただく、こういうことがこれから課題であり、私どもはそういう趣旨の周知徹底を引き続き努力をしていかなければならない、さような受けとめ方をさせていただいている次第でございます。

○國務大臣（寺澤芳男君）　大量生産、大量消費の現代社会において、どうしても被害をこうむりやすい消費者、被害者、これを守るために非常に重要な法案であろうかと思ひます。各界が今国会における成立に強い期待を寄せてゐるところであります。ぜひとも速やかに御賛同くださいますよう

○斎藤文夫君 よろしくお願ひいたします。

○宮崎秀樹君 ○私はこのP-L法の中に輸血用の血液製剤が対象となるかならないか、この問題に絞つて御質問をしたいと思います。

私は実は外科医でありまして、現在も現役でやつております。輸血を實際自分で何回も患者さんに治療上必要とするときは今までやつております。そういう医療行為をしている現場から、またこういう医療に携わつていらっしゃらない方とは多少は考え方も違ひがあろうかと思いますけれども、そういう専門分野の中から、これがP-L法になじむのかなじまないか、そういうことに焦点を絞つて今お話ししたいと思います。何せ皆さん医学をそう勉強している方じやございませんので、皆さんにわかりやすくこの委員会でその真実性をどうのを明らかにして、これが本当にいいの原料として今我々の体の中を駆けめぐっているわたいと思うわけであります。

そもそも血液というのは我々の体内に体重の三分の一ですか、あるわけです。これは製造物の原料として今我々の体の中を駆けめぐっているわ

本法案の成立の暁にこの法律の技術力の向上に努め、  
よう努めてまいりたいと考えております。  
○政府委員(村田成二君) 中小企業行政を担当し  
ておる立場から先生御指摘の点につきまして二、  
三お答え申し上げたいと思います。  
まず第一点の、下請へのしわ寄せの御心配、御  
懸念の点でございますが、私どもいたしまして  
も、今この点が一番心配でございますし、また念  
を入れて行政的に対応していくかにやいかぬと思つ  
ている点でございます。  
いろいろな法律問題もあるうかと思ひますけれ  
ども、具体的にいろいろなしわ寄せ形態というの  
が想定されるわけでございます。例えば親事業者  
が自己的の地位を利用いたしまして下請事業者に不  
当に責任を押しつけるような行為、例えば下請事  
業者の過失がないにもかかわらず親事業者の行つ  
た製造物責任法上の賠償につきまして、下請事業  
者に負担をさせるというような契約をするという  
ような行為、こういったものはやはり独占禁止  
法、特に優越的地位の乱用という項目に触れてく  
るかと思います。  
それからまた、不当な契約に基づく求償あるいは  
はPL保険の保険料の下請事業者への不当な押し  
つけといったようなことがありますれば、下請代  
金の減額あるいは買いたたきといったことに類す  
るわけでございまして、そういう意味で下請代  
金支払遅延等防止法の違反、こういうことになつ  
ているわけでございます。  
いずれにいたしましても、私どもいたしまし  
ては公正取引委員会と十分協力をいたしまして、  
下請代金取締法の調査あるいは検査、そういうた  
もの徹底を期していきたい。そして、こういつ  
た今申し上げましたような不当なしわ寄せとい  
ふことが生ずることのないよう、親企業に対しても  
指導を徹底してまいりたい、かように思つております。

こういった発注書面の重要性につきまして、例えは各県に設置されております下請企業振興協会等々を通じまして下請事業者の皆さんにこの重要性を認識してもらうべく啓蒙、普及、指導を行つてまいりたい、こういうふうに考えております。

それからまた、いろいろ相談に行きたいところがあるという方も多いかと思います。私どもいたしましては、従来、この下請企業振興協会に顧問弁護士制度というものを置いておりますけれども、今までには五名五カ所でございました。現在、審議をお願いしております平成六年度予算案におきましては、これを一挙に三十カ所にふやすべく要求に盛り込んでいたところでございまして、こいう形を通じましてきめ細かな対応をしてまいりたい、かように思つて次第でござります。

それからまた、ただいま商務流通審議官の方からお答え申し上げたわけでございますが、やはり新商品開発、これにつきまして特に製品安全面での技術力あるいは品質向上対策、その他のいろいろな準備、これが肝要かと思つております。私どもいたしましては、平成六年度の予算案におきましていろいろな形の、商工会、商工会議所を通じましたこういった安全面での、それからまた制度自体に対する知識の普及あるいは指導といった度合いに対する知識の普及あるいは指導といったような予算項目について要求を盛り込んでいるところでございまして、かようなものを通じましてきめ細かな指導の徹底を図つてしまりたい、かよううに考へておられる次第でござります。特に、商工会、商工会議所を通じましては約二百カ所の講習会を予定しております。こういつたきめ細かな対応を図つてしまりたい、かように考へておられる次第でござります。

○説明員(玉木林太郎君) 委員お尋ねの税制上の措置でござりますけれども、具体的なものでない税制当局としては大変お答えにくいものでは

○國務大臣(畑英次郎君) たゞいま斎藤先生御指  
示にござりまするが、このP.L法は、その他のいろいろな税制上の御要望もあるうかと思ひます。申にも御指摘いただいてますように、税制上の特別措置や税負担の公平等の税制の基本理念の例外措置ということで考えておりますので、新設、並充については政策目的、効果を十分吟味して、税制としての整合性に十分配慮しながら特に慎重に対処すべきものというのが税制当局としての考え方というふうに申し上げさせていただきたいと思ひます。

○斎藤文夫君 実は二十分ほど質問時間が短縮されましたので、まだいろいろお聞きしたかったわたくしであります、最後の一問についてお尋ねをして終わらせていただきたいと思います。

P.L法の精神は、私に言わせますと、消費者の保護と製造者の責任の自覚の向上ということにもあると思うんです。とは言いながら、冒頭もお話をしましたが、製造者のみに責任を押しつける、要求するだけではなくて、消費者も善意でしかも商品知識豊富な賢い消費者であってほしいと思うんです。ですから、そういう教育というものがこれから社会では大変重要な意味を持つてくるのかかな。その意味で、消費者を保護そして企業も行政も一体となって商品の安全性を高めていく。このP.L法というものは、いろいろまだ血液の問題等ございましても大いに前向きで取り組んでいかなければなりません。その中で日本経済がダイナミックに発展すること、我々の国民生活がより豊かになつていくこと、こういうことを念じながら進んでいくであろうと期待をいたします。

最後に一言づつ両大臣のお考えをお聞かせいただき、終わらせていただきます。

きましても、いわばこういった時代の大きな転換期に伴う意識改革をそれぞれ自覚をしていかなくてはならない。そういう中におきましての、それぞれの立場における、先生御指摘のような意味合いでのより安全な製品をつくる、そしてまた消費者におきましても自己責任等々の中からの確な選択をしていただく、こういうことがこれから課題であり、私どもはそういった趣旨の周知徹底を引き続き努力をしていかなければならぬ、さような受けとめ方をさせていただいている次第でござります。

○國務大臣(寺澤芳男君) 大量生産、大量消費の現代社会において、どうしても被害をこうむりやすい消費者、被害者、これを守るために非常に重要な法案であろうかと思います。各界が今国会における成立に強い期待を寄せているところであります。ぜひとも速やかに御賛同くださいますようよろしくお願ひいたします。

○齋藤文夫君 ありがとうございました。

○宮崎聖樹君 私はこのP-L法の中に輸血用の血液製剤が対象となるからならないか、この問題に絞つて御質問をしたいと思います。

私は実は外科医であります。現在も現役でやつております。輸血を実際自分で何回も患者さんに治療上必要とするときは今までやつております。そういう医療行為をしている現場から、またこういう医療に携わつていらっしゃらない方とは多少は考え方も違ひがあろうかと思いますけれども、そういう専門分野の中から、これがP-L法になじむのかなじまないか、そういうことに焦点を絞つて今お話ししたいと思います。何せ皆さん医学をそう勉強している方じやございませんので、皆さんにわかりやすくこの委員会でその真実性というものを明らかにして、これが本当にいいのかどうかということを御判断願えれば大変ありがたいと思うわけであります。

そもそも血液というのは我々の体内に体重の十

けじやないんです。だから基盤が全然違うんです。しかも、この血液というものは、輸血するとはいっても消費者の方、これは患者さんですけれども、もう緊急で不可欠であり、そして消費者の方が選べない状況の中でしかこれは使えないわけです。

また供給する血液は、日本は外国と違いまして、年間七百五十万人の国民の方々から本当の善意で献血をいただいています。そして、それを全く非営利団体の日本赤十字社、ここで患者さんに供給する輸血用血液を保存できるような状況で貯蔵していくいただいております。これは二十一日しかもちません。名古屋空港で事故がありましたけれども、そのときも、日本であればこそ先に血液がそこへ運ばれて用意されている、そして現場でもつて輸血される。

法に入れて、責任はそれでもうないというようない考え方になるとこれは恐ろしいことでありますから、そういうものの中におなじのことをおなじのところに書いておきたいのです。それで、中央薬事審議会、国民生活審議会がこれははじまないですよと、こう言つたものがある日突然この法案の中に入ってしまった。だれがどこでここに入れたのか、どういう経過で入れたのか、まず所管の大臣にお伺いしたいと思います。これは大臣でなきやだめですよ。

○説明員(市川和孝君) 先生の御指摘のとおり、中央薬事審議会におきましては、輸血用血液製剤を製造物の対象とすることは適当でないという多数の御意見があつたわけでござりますが、その後本法の検討過程におきまして、輸血用の血液製剤は保存液、抗凝固液等を加えたものであり、加工された動産であるから製造物の定義に該当するということでお伺いしてきたものでござります。

○宮崎秀樹君 それは、だれがだれの権限で入れたんですか。これは法案だって入ってくるんでしょう、この中にそういうものが入っていますよと。これはだれが何の権限でこれは適用していくんですと、だれがそれを言つたんですか。

○説明員（市川和季君） 政府部内での血液製剤の取り扱いに関する検討の結果、製造物に該当する、こういうことになつたものでござります。  
○宮崎秀樹君 それでは重ねて聞きますけれども、骨髓移植、臓器移植、これは該当するんですか。

○説明員(市川和孝君) 脳器移植あるいはその他の臓器移植などというようなもの場合には、これは提供者とこれを受け取る方というものが特定をされまして、実際にこういうものが流通をすることもございませんが、輸血用の血液製剤の場合には、全国相当の数の献血者からいただいたものを加工いたしまして、これをあらかじめ貯蔵しておきますとして需要に応じて医療機関にお届けする。こういう形になつていてるわけでございまして、その点はかなり違ひがあるのでないかと、いうふうに考えております。

○宮崎聖樹君 骨髄バンク、臓器は全部移植ネットワーク、全部これは流通です。バンクがあるんです。これはあなたの名前は泥井です。やることは、

中身全く一緒です。だからこういうごまかしをやると怖いんです。だれかがファッショントリックでこういふことをやる。本当のことを言うと眞実は私は賛成なんですが、はつきり言ってP-L法というのは。だから、この輸血に関しては、別途全部救えるようにな法律を結局つくった方がいいんですよというのが私の本心なんです。P-L法でやつたら、これだけは不可抗力なものはもう救えないです。私は、そういうものまで救つた方がいいですよという考え方を持つてゐるんです。

○ 説明員(市川和孝君) 先生御案内のとおり、輸血用の血液製剤につきましては、薬事法上の医薬品としての承認、許可が与えられているわけでございまして、そういう形で流通をいたしておりますけれどございます。これに対しまして臓器移植の場合は、非常に医療サービスといいましょうか、という色彩が極めて強いのではないかというふうに思うんです。何で流通しないんですか。

に私も考えております。

○宮崎秀樹君 ならばお聞きします。医薬品副作用被害救済基金制度にこの輸血用の血液が入つていませんよ。これはそういうものじゃないといいう意味ですか。あなたの答弁、食い違うじゃないで

○説明員(市川和孝君) 御指摘のとおり、医薬品副作用被害救済制度におきましては輸血用の血液製剤は救済対象からは除外をいたしておりますが、これは医薬品の中でもとりわけ重要な病気にしてしまつてゐるなりで、しかも(ば)ば重大な副作用が

避け得ない、しかも代替物がないというような場合のものを除外しているのでござります。具体的には、輸血用の血液製剤、抗がん剤あるいは免疫抑制剤、こういったものを救済対象から除外して

いる。こういうことでございまして、医薬品であるという点につきましては、救済基金法においても輸血用血液製剤を医薬品ととらえているわけで

ございます。  
○宮崎秀樹君 あるときは医薬品で、あるときは  
医薬品でない。全く統一見解ないじやないです  
か。

それと、骨髄移植の場合にはちゃんと健康保険の点数に載っているんですよ、きちっとね。健康保険の点数にちゃんと骨髄移植は載っているんですね。あなたの言うのは恐らく薬価基準だけのこと

を言つてゐるんだと思うけれども、これはそういうところに載つていなかからそつたと、実態は全く一緒なんですよ。

輸血にしたって血液型が合わなきやこれはもうできませんから、これは特定の人には決まっているんです。骨髄移植と一緒にですよ。生きた細胞なんですね、これ。そういうことを片方でやつて片方は

外すと。これは私は後でまた事例を挙げて言います  
すが、時間がございませんから次にいきます。時  
間がないから飛ばしていきましょう。

サイト・メガロウイルス”というのがありますね。これは成人の約九割の人が持っているものです。この検査を献血された方すべてにやっています

九

これはどういうことかと申しますと、このサイン

万人が死んでいるんですね。これが、そん、いふのですよ。

このサイトメガロウイルスは何でやらないのか  
説明してください。

○説明員(市川和季春) サイトスクリプトウェブシステムにつきましては、我が国におきましては非常に多くの方々が抗体陽性と言われていること、それから米諸国におきましても検査をルーチンに実施して

いいことなどからすべての献血血液に対しましては抗体検査を実施しております。

すか、どこが責任持つんですか。やらない理由は、大勢持っているからやらないんだ、そういうことです。

○説明員(市川和季君) 今申し上げましたように、サイトメガロウイルスの抗体検査はすべての献血検査には導入しておりませんが、ただいま由上上げましたように、我が国におきましてはかかる

り多くの方が抗体陽性だと、それから欧米諸国においても検査を実施していないことなどから通常有すべき安全性を欠いているとは言えないと考えます。

ておりまして、検査をしていないことが欠陥行為に該当しないと考えております。したがいまして、製造物責任法の対象であるか否かを問わず製造者

に法的責任はないものと考えております。

○宮崎秀樹君 私はだれが責任を持つかと言つて

いるんですよ。どこが責任持つんですか。

○説明員(市川和孝君) ただいま御説明申し上げ

ましたように、製造物責任法の対象であるか否かを問わず、これは製造者には法的責任はないと言えているわけでございます。

なお、日本赤十字社におきましては、医療機関からの要請に基づきまして、サイトメガロウイルス抗体陰性血を必要とする患者に使用するための

サイトメガロウイルス抗体陰性の輸血用血液製剤の供給が一部行われておるところでございま

す。

なお、先生の御指摘の点でございますが、先ほど申し上げましたような事情から、これにつきましてもはだれに責任があるということではなくて、やはりこれはいわば受忍と申しますか、そういう範囲内のことではないかというふうに考へておるわけございます。

○宮崎秀樹君 や、あなたが考へてもだめなんですよ。これ裁判になつたらそうはいかないんですね。裁判になつたときには、これ一体P-L法に入つた場合と入らない場合とどういうふうに変わった場合と入らぬ場合とどういうふうに変わるんですか。裁判になつたときはどうなるんですか。これ。あなたは責任はないと言つておるわけでも。

これは、今度は法務省。

○説明員(升田純君) まず、御指摘の血液製剤が製造物責任法の対象物になるという場合には、もちろん欠陥の有無あるいは開発危険の抗弁が認められるかどうかという点が問題にならうかと思ひます。

仮に、その対象から除外される、あるいはその対象になる場合でも同じでございますけれども、民法の不法行為制度、七百九条以下にございますけれども、その制度によって判断される、こういふことになろうと思います。その場合には、基本的には過失の有無ということが問題になりまし

知見というものが問題にならうかと思ひます。

○宮崎秀樹君 大変微妙な問題でして、高度な医

学的知見というのは、未熟児網膜症というのがあ

りましたね。あれは一時期、新しい知識が普及す

ました。これは裁判でまちまちだつたんです、個別の裁判で。これは全国の裁判で

考え方だから、優秀な弁護士がついたのとつかないのと、優秀な検察官がいるのと、これまで全然違つたんですね。これは大混乱を起こすんです、この血液について。これは直接人命にかかるわけです。しか

しながらも、これは赤鬼病とかいうふうな名前も

いつうな、これは直接人命にかかるわけです。しか

しながらも、それは赤鬼病とかいうふうな名前も

造物の原料じゃないと思つてます。こういう基本的な哲学をわきまえないで、何でもかんでも取り込んでしまえと機械的にやることは非常に私は思

うにきょうは指摘したいと思います。

それから次に、移植片対宿主、日本語で言うと

そういう病気があるんです。GVHDです。これ

はどういう病気かといいますと、リンパ球に問題

があるんですけども、やはりこれも抗原抗体反

応の全く逆なものであります、千人に一人ぐら

い起つた確率と言つております。

じゃ、これをそういう状況に持ち込まないため

にはどうしたらいか。これ一度かかりますと九

〇%以上の死亡率があるんです。四百ccの輸血の

パック、これにレントゲンを照射しなさい、それ

は平均して約十五グレイ、これを七分か八分かけ

なさい、こういうことが言つております。そ

れを各病院でかけなさい、こう言つておりま

ントゲン照射をしないでやつてしまつた。しかし結果的にはそういう問題が起きた。これはまた大

問題です。

じゃ、よしんば一ヵ月後に大手術するという方

いろんな問題起つたんですね。放射線をかけた病

院がやはりP-L法の対象になるんですね。これは裁判官の

考へ方だから、優秀な弁護士がついたのとつかないのをさらに加工するんですね、これ。レント

ゲンをかけてリンパ球を今度はなくしていくんで

すから。

まず第一問の設問は、こういう移植片対宿主と

いうような、これは赤鬼病とかいうふうな名前も

ついていますけれども、そういうものに対する責

任所在。その表示がついているものには照射をし

なさいよということですね。そういうことに対し

て照射をした場合としない場合、これは一体どう

いうふうに判断されるのか、これについてちょっと詳しく述べたいと思います。

○説明員(市川和孝君) 御指摘のとおり、白血球

を含みます輸血用の血液製剤においては、ま

れにでございますけれども移植片対宿主病という

のがあらわれることがございまして、その旨の警

告表示がなされております。これはいわゆるGV

H-Dでございますが、GVHDの予防のための放

射線照射につきましては、輸血学会のガイドライ

ン等におきまして適応が示されておりまして、こ

れらのつとりまして白血球を含む輸血用血液製

劑に対して放射線照射をすることが医師の判断によつて行われておるわけございます。

輸血用の血液製剤は、放射線照射によりましてカリウムが増加するというようなことがございまして、照射後は速やかに使用することが望まれております。このため、すべての輸血用血液製剤に

あります。あるいは一般的の医療機関における放射線照射設備の普及状況、血液製剤の非代替性等のような事情

を総合的に考慮いたしますと、放射線照射が行わ

れないと、ということによつてGVHDが起つたとしても、そのことをもつて当該血液製剤に欠陥があるとは判断されないと考えられます。

また、使用時に放射線照射をするよう製品に適切に表示がなされているかどうかという事情も欠陥の判断の際には考慮されるものであると考えております。なお、この場合におきまして、治療に当たる医師は通常予想される使用法にのつとつにいる場合には責任を問わることはないと言えますと、それが責任を持つて何にもならないんだ、これは現実というものがあるんですからね。現実はそうはいかない。そこら辺のギャップをやはりきちっと、考へていいなんて言つてないで、そういうふうに考へたつて何にもならないんだ、これは現実の考へたつて何にもならないんだ、これは現実の迷惑がかりませんと言つんならいいです。そんなこと言つてこないでしょ。だから、言えな

ますと、私が責任を持つて何でもそういうことは一切迷惑がかりませんと言つんならいいです。そんなことをここで幾ら考へている、思いますといふ

よ。それが責任を持つて何でもそういうことは一切迷惑がかりませんと言つんならいいです。そこら辺のギャップをやはりきちっと、考へていいなんて言つてないで、そういうふうに考へたつて何にもならないんだ、これは現実の迷惑がかりませんと言つんならいいです。そんなことをここで幾ら考へている、思いますといふ

○説明員(市川和孝君) 先生の御質問に的確にお答えしているのかちよつと私もわかりかねるところがあるのでござりますが、輸血用血液製剤に加えられます抗凝固剤等につきましては薬事法上その安全性等の規制が行われている、こういうことでございます。

○宮崎秀樹君 そうです。これは薬事法できちつと担保されていますね。ですから、この抗凝固剤によつて何か起きたときには、いわゆる医薬品の副作用被害救済基金制度できちつと対応できないんですか、どうなんですか。

○説明員(市川和孝君) 今の御指摘の点につきましては、救済制度の対象に輸血用血液製剤ということで除外医薬品として指定がされておりますので、救済の対象になつております。

○宮崎秀樹君 私は抗凝固剤そのものを言つていません。それは大丈夫でしよう。

○説明員(市川和孝君) これは血液と一体となつてその製品を形づくつてあるということで、輸血用の血液製剤という形で除外されておりますので

○説明員(市川和孝君) これは血液から派生するんです。それは大丈夫でしよう。

○説明員(市川和孝君) あなたね、わかつてないんだよ、全然。わかつてない人がこつうところで答えてもだめだから、わかつている人答えてくださいよ。

抗凝固剤、私はクエン酸そのものを言つているんですよ、ヘパリンそのものを。これは薬事法で担保されているんだから、それは医薬品副作用被害救済基金制度でちゃんと担保されているんでしょ。そういうことを言つているんですよ。こんなことそんないかげんなことをくるくるやらないでしょ。はいとかいいえでいいから答えるさ。

○説明員(市川和孝君) 先生の御質問の点がヘパリンだけのものであれば、これは対象でございません。○宮崎秀樹君 そう言つているんだよ、最初から私は。

それで、そのパックの中へ入れるんだから、これ針刺して。それは全部P.L法ができる度はP.L法で担保されるんですね。

○説明員(市川和孝君) パック等に欠陥がありまして、それは対象になると思います。

○宮崎秀樹君 そうすると、中身の血液だ、今度は物には当たらない、こういうことでございます。

○宮崎秀樹君 そうすると、その血液から派生する副作用なりなんなり、そのものから出ている化

学的な反応これも血液そのものから出るものは全部そういうことまでは一切P.Lの対象になつてしま

ませんね。

○説明員(市川和孝君) 血液そのものから成りま

すものは、かなりいろんな検査をいたしましてもやはりすべての危険を除去できないわけございまして、またこれにかかる有効な治療物、代替物

そのものの、輸血用の抗凝固剤等が添加されました

輸血用血液製剤そのものにつきましては、その欠陥という概念につきましては、昭和三十一年に採血及び供血あつせん業

まで政府の見解を御説明申し上げてきたところでござります。

○説明員(市川和孝君) あなたはわかつてないからもう一言で、血液そのもののことと言つているんだから。

○説明員(市川和孝君) 繰り返して御説明申し上げますが、血液そのものは現実には製剤として世の中に出回っているわけではありませんで、血液に抗凝固剤、あるいは保存剤等を加えてパックに入れられたものが市場に出ていくわけでござります。

○宮崎秀樹君 あなたはだめだ。話していてもなかなか合はない。結構です。

そこで、実は総務庁が平成三年の八月に行つた平成二年度の定期調査というのを、各省庁のものをやつているんですね。その中で血液事業に関する調査結果に基づく勧告を厚生省に行っております。それによりますと、「厚生省は、地方公共団体

をやつしているんですね。その後このフォローをする措置を講ずる必要がある。」、「血液事業における国 地方公共団体 日本赤十字社の役割と責任を法的に明確化することについて検討する」と。と出ているんです。その後このフォローをやつていらっしゃいますが、総務庁。

○説明員(木内徳治君) 血液事業につきましては、その推進を図つていくために国民の理解と協力を得るとともに、血液製剤の適正な需要を踏まえた計画的な血液の確保を図つていく体制が不可欠であるという観点から調査を行つまして、その結果、都道府県における血液確保目標量の調整であります。

○説明員(木内徳治君) 厚生省は一九九一年に「理想の血液事業を求めて」という本を出しておられます。その後全然法律というものを考えていない。そこには国の役割の規定もなければ地方公共団体の役割の規定もない、それから日本赤十字社の役割の規定もありません。また、日赤以外の血液事業関係者の責務の規定もありません。ただ、当時は昭和三十二年、献血者数はたつたの二百六人です。

○説明員(木内徳治君) 取締法という法律を実はつくつてあるんです。その後全然法律というものを考えていない。そこには国の役割の規定もなければ地方公共団体の役割の規定もありません。また、日赤以外の血液事業関係者の責務の規定もありません。ただ、当時は昭和三十二年、献血者数はたつたの二百六人です。

○説明員(木内徳治君) 和三十二年、献血者数はたつたの二百六人です。

○説明員(木内徳治君) 平成元年は七百八十七万七千人が献血をしておられます。

○説明員(木内徳治君) こんなように時代背景が異なつております。その辺のことについて厚生省、現在どん

かわりませず、この血液の事業にかかる法制度についてまさに放置していたということは、私は怠慢以外の何物でもない。そして、今回このP.L

法にこれを入れ込めば、まあ附則でいいんだよと

いうようなことですこれは大変なことだと思うんですね。その辺のことについて厚生省、現在どん

なことを考えられていますか。

○説明員(市川和孝君) 先生のただいま御指摘の

月と十二月に勧告に対する措置状況といたしまして次のような措置状況を聽取しております。血液

事業における国、地方公共団体、日本赤十字社の役割と責任の法的明確化については、血液事業に

係る技術的発展を踏まえた上、血液事業関係者の意向を十分把握しながら検討することとしたいと

いう回答でござります。

具体的には、国、地方公共団体、日本赤十字社の役割と責任の法的明確化については、血漿分画製剤の開発等の動向を踏まえる必要があるものと承知しております。現在私どもとしましてはその推移を見守つてあるところでございま

す。

○委員長(中曾根弘文君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、浜四津敏子君が委員を辞任され、その補欠として牛嶋正君が選任されました。

おります。

○宮崎秀樹君 検討することって、きょうから始めるんですか。今まで検討していたんですね。どうなんですか。私実態知っていますけれども、正直に答えてください。うそはばれますよ。

○説明員(市川和孝君) とりわけ技術進展が著しい状況があるということから、私どもいたしましても輸血臨床の将来像に関する研究とか、それから代替血液製剤に関する研究というようなものを実施いたしておるわけでございまして、こういった基礎データの現在積み重ねをやっているという段階でございます。

○宮崎秀樹君 平成二年に都道府県の反対に遭つてこの厚生省の動きがとまつた限り、今のところは具体的に動いてないんですね。さっき言つたで

にいろいろなことが及ぶということになります

と、これはまさに善意で献血している状況のものであります。また、献血者の献血時の申告内容、健

康状態についての検証が必要となるケースも一つ

考えられます。そういうことについて、そういう

ことは起こり得ないということが果たして断言で

きるんですね。どうでしょうか。

○説明員(升田純君) 輸血用血液製剤に関する

製造物責任訴訟が提起された場合、そういうことでは関係者がどのように関係するかという問題でござりますけれども、まず関係の内容が重要ななりうか

と思います。

これは重要なことですから、これを契機に真剣

にひとつおやりいただきないと、きょうは厚生委員会で大臣向こうへ行つてあるから私はそちらの方を優先してきょうは遠慮したんだけれども、閣僚ここにいらっしゃいますから、お二人の閣僚、ひとつの議論でこういう大事なことをないがしろにして、いたということはびしつとやつていただきたい。特にきょうは主管大臣は経企庁長官ですか、御答弁お願いします。

○国務大臣(寺澤芳男君) 委員の今おっしゃつた

ことを私責任を持って厚生大臣に伝えておきま

す。

○宮崎秀樹君 ありがとうございます。

私はこのP.L.S.法にはなじまないと思つてゐるが、そういう血液についてはきちっとした法律を別途つくつてすべてを包含して教つていただきな

といふうに思つてゐるわけであります。

そこで、輸血用の血液に係るP.L.S.訴訟が起つた場合、無過失責任を製造者である日本赤十字社に負わせるべきだという判断を裁判官が行う過程において、その輸血用血液を当該患者に使用した医療側そして献血者は全く関係なしとするものかどうかという問題であります。これは献血者

もつとも、一般的に申しますと、我が国の裁判

権に服する者は、職業上の秘密などの証言拒絶事由がある場合を除きまして、証人として過去の事実につきまして自己が認識したところを訴訟において供述すべきという公法上の義務を負つております。

また、医師などの学識経験者で裁判所から鑑定

人に指定された者につきましても、事件の種類を

ことは御理解いただきたいと思います。

また、医師などで医療関係者だけが特に重い義務を負わ

されるというものでもないということになります

なつておりますので、この点につきましても学識經

験者の中でも医療関係者だけが特に重い義務を負わ

されるというものでもないということになります

ますけれども、まず関係の内容が重要ななりうか

と思います。

まず、製造物責任の責任主体になるかどうかと

いう問題でござりますけれども、本法律案におき

ましては、責任主体は当該製造物を業として製造

または加工した製造業者等でございまして、医師

も輪血用血液製剤を製造または加工した者とは言

えないということになりますので、本法律案によ

りまして製造物責任を問われることはないと

いえます。

また、これららの義務といいますのは、現行の過

失責任のもとで製造業者の過失の有無が問われた

という場合でも認められておりまして、製造物責

任の導入によりまして特に義務が加重されるとい

うことではないわけでござります。

したがいまして、過失責任つまり現行法上の

もとと比較いたしまして何らそういう方々に法

律上の不利益を課すというものではないわけでござります。

○宮崎秀樹君 今のお御答弁のように、絶対に裁判

に巻き込まれないということはあり得ないんです

ね。仮にそういうところへ呼ばれるということ自

体がもう私は大きな影響が出ていると思うんで

す。ですから、別途の法律でこれはきちっとやつ

た方がいいんではないかというふうに私は思つて

おるわけであります。

それから、私はかつて子宮外妊娠の患者さんで

二日たつたのを内科の先生から往診依頼されまし

て行きました。もう脈が振れない、心臓がとまつ

ている。その方を、救急車を呼んですぐ人工呼吸

をやって心臓マッサージをやってそして輸血を取

り寄せると。そうすると、私のところは名古屋市

の郊外ですから、名古屋市の血液センターから三

十分ぐらいかかります。間に合わないです、こ

れ。そこで、市民病院が近いところにある、車で

五分ですから。ここへ連絡をして、すぐそこから

取り寄せた。そうしてやつて辛うじて救命できま

した、緊急手術やつて。

その場合、今度この法律ができますと、血液セ

ンターからこちらへ来る、しかし一回他の医療機

関へ行つてそこで保存している、そうすると、そ

れを取り寄せてやるということは私はその医療

機関が拒否すると思うんですね。こういうP.L.S.法

で今度は保存の状態、そういうところまで巻き込

まれるんじゃないですか。こういうような事が起き

かねない。これは、幾らここでそんなことはない

よないよと言つても、いろいろな事例が起きてく

るとこれは巻き込まれる。そういうことも勘案し

て、こういういろんなことを想定しながらこの

問題はやはりきちんと整理していくかなきやいか

ね。

そういう事態について、厚生省、どうお考えで

しあうか。

○説明員(市川和孝君) 製造物責任を問われますのは製造業者等であります。お医者さんが製造物責任を問われることはないということは先ほどお聞きいたしました。

そこで、大変貴重な献血血液でございますが、先生御指摘のように大変貴重な献血血液でございます。その有効利用を図ることは大変重要でございまして、國といたしまして、さきに血液製剤の保管管理マニュアルといふものをつくりまして医療機関の方々にも普及、徹底を図つておるわけでございま

す。こういう中で、やはり一たん届けられた血液製剤につきましての保管のあり方と申しますが、こういったような点もマニュアル化しております。

○宮崎秀樹君 なかなか私はこれは難しい問題が起きたと思います。そういうことが起こつてから國りまして医療関係者の理解と協力を求めていきたい、このように考えております。

○宮崎秀樹君 なかなか私はこれは難しい問題が起きたと思います。そういうことが起こつてから

では私は大変なことになるなということで、むしろ国民の幸せになることを考えて、やはりこの法

律というものはどことん審議していく必要がある

と言を求めたり、献血者につきまして証人として証言を求めるということも事案によつてはあり得るということがござります。絶対にないというわけではありませんけれども、ただ常にあるといううことではなくて、必要に応じて、事案に応じてと



は何も新しいことではありませんで、従前から事実認定の一つの手法として一般的に利用されているわけでございます。

したがいまして、今後ともいろいろ問題になつた場合には同様な手法が利用されるというぐあい

済みませんから、消費者は困りますから、ですか  
ら考え方直して、こういった重要なことがあるとい  
うことを持ち帰つて法務省の上役の方によくお伝  
えいただきたいというふうに思います。

項目に、部品の製造業者の問題に関する「部品等の製造業者が完成品の製造業者とともにその損害を賠償する責任を負うのが原則である」ということがプロジェクトの方では指摘されておるわけですが、この点は法律の条文にはないわけ

近に利用できる既存の体制の一層の活用をするということになります。これらで解決できないような案件につきましては、ニーズに応じまして個別的な製品分野ごとに専門的な知見を活用した体制を整備する。その場合には中立性、公平性の確保を

に考えております。

備をすることをよく聞くがされどおれは、けですけれども、特に立証負担の問題については、國等の研究機関が積極的に協力をいろいろ

ですね。どのように運用されるんでしょうか。

図りながら整備するということが必要と考えております。

私はほかの機会でも言っているんですか。例えばゼネコン汚職でも、いかにこれをなくするかということは国を挙げて考えなくちゃいけないときに、一番冷たいのが法務省だったと思いますよ。ここでは、その点だけ言うておきます。それ以上言つたって時間のむだですから。

というものの以上、部品、原材料というものでありましても引き渡しのときに欠陥が存在したとすれば、その製造業者と、当該部品、原材料を組み込んだ他の製造物の製造業者とはともに損害賠償責任を負うこととなるわけでございます。ただ、第四条第二項にござりますように抗弁の規定

費者相談窓口につきましては専門家を配置する、また例えば通商産業検査所など原因究明能力を有する機関との連携強化による相談、あつせん体制の充実を図る、また必要に応じまして製品関連技術の専門家を都道府県等の紛争処理機関に對して協力せしめるということを考えております。

たた、私の方の希望としては、この法律についていろいろな解説書ができるたり、あるいは論評が出ると思っています。そういった際に、推定規定を外したということ、これは大変な問題なんです。この推定規定を外すときには、事実上の推定の活用を図るということことで消費者を納得させているんですから、

いたものについて解説書をこくて徹底的に説明したいと考えております。

それから、御指摘のような原因究明にかかる体制整備については、本年度予算案においても積極的な予算をお願いしているところでござります。

がござりますので、一定の条件のもとに抗弁が認められる場合に賠償の責めを負わないということとされていいるものがござります。

○一井淳治君 ちょっとよく聞き取れなかつたんです  
が、原則的には双方が責任を負うんですね。

また、民間の活力を活用した製品分野ごとの体制整備につきましては、紛争解決の手続あるいは結果が被害者にとりまして納得のいく中立・公平なものであるということがかかる制度の信頼性を確保するということになると考えますので、審査体制の中立、あるいはまた判断基準につきましては

裁判所においてもそういうことを裁判官が認めてもらいたいということを、問題提起をするということを言い続けてもらう以外にないと思うんです。ほかにもあれば、いろいろと法務省の方やあるいは関係官庁の方に恩恵を出していただいてそういうふうに運用をしてもらわないと、この法律は全く違う法になるんですよ。

○一井淳治君　開発危険の抗弁との関係なんですが、「入手可能な最高の科学、技術の水準を判断基準とすべきである。」というのがこのプロジェクトの考え方でござります。それに対して法文の方は、「科学又は技術に関する知見」というふうになつておりますし、「入手可能な最高の」というのがなくなつてしまつたわけです。

○政府委員(清川佑二君) 御指摘の場合には、製造物責任ということで部品、原材料の製造業者、そしてまた当該部品、原材料を組み込んだ他の製造物の製造業者双方とも、被害者に対しまして事故の責任原因と相当因果関係にある損害につきまして賠償する義務を負うことになります。

國が一定の要件をガイドラインとして示すといふ  
ようなことを含めて検討しております。  
○一井淳治君 最後に要望して、質問を終わらせ  
ていただきたいと思います。  
輸血用血液製剤による被害の救済制度の問題で  
ござります。医薬品の副作用被害につきましては、  
民事責任がない場合にも救済機構がありま  
す。

私たちも実際にプロジェクトチームの検討結果の場面に出たんです。この点が問題だというふうに言うたら、絶対間違いありませんからと言われたら全く心外なんです。本当に心外です。

そのところをどのように理解したらいいのか。知見とは入手可能な最高のものだということをはつきり確認をいたしたいと思います。

○政府委員(坂本導顧君) 知見とは、欠陥の有無を判断するに当たって影響を与える得る程度に確立された知識のすべてであり、また特定の者の有す

因果究明体制ですけれども、裁判になじまないような被害に関する紛争処理の問題、あるいははいったことでは解決できないさまざまの案件があるわけです。そういうたとえさまざまな案件に対する紛争処理の体制あるいは原因究明体制について充実して行政としても積極的に協力していくといふ

て救済が図られるというふうになつておるわけでござりますけれども、輸用血液製剤のウイルス感染や免疫反応による副作用被害については救済制度が設けられていないという一つの大きな課題がござります。そういう被が起きますと人命にかかる大変深刻な被害になるわけでござります。

でもう前に進んで、それで一つの合意形成をしたけれども、この間言うておつたことがもうぐらぐらしているわけなんです。

るものではなく、客観的に社会に存在する知識の総体を指すものでございます。したがいまして、開発危険の抗弁におきますところの条文は、御指摘のように入手可能な最高の科学技術の水準が判断基準となるものと考えております。

ことが言われておったわけですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

すから、国としても救済制度を設けることについて検討していただきたいという希望を申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

この問題については、これまで消費者の皆さんや実際の裁判に携わってこられた弁護士の皆さん、あるいは関係団体の皆さんから、開発危険の抗弁を認めないことが、消費者である立場の被害者の迅速かつ的確な救済には極めて重要な課題だということです。

ところが、財界の方は一貫してこれに反対をしてきたわけあります。そういうことの中で、残念ながら政府案では開発危険の抗弁が入れられるということになつたわけあります。

この点、私ども日本共産党案につきましては、「当該製造物を流通に置いた時点における科学知識又は技術知識の水準によつては当該欠陥を認識することができなかつた場合に」、「責任を免れることができるものと解釈してはならない」とはつきりと条文で明記することによって、この開發危険の抗弁を入れないことにしているわけあります。

もしもこの抗弁を認めるということになりますと、製造物業者からすればP.L法で正式に抗弁として主張することができますということになりますから、こういう抗弁はかなり出でてくると予想される。そういう抗弁が出てきますと、裁判所はP.L法に基づく正式の抗弁として取り扱わざるを得ませんから、その抗弁にもかかわらず、消費者の側は、製造物業者が知り得なかつた欠陥であるといふことは成り立たない、知つておつたはずだといふことを主張かつ立証しなきゃならぬ。これは訴訟の当事者主義ですから当然であります。

そうすると、かねてから問題になつておる技術水準や高度の科学知識や、あるいは欠陥の問題についての情報など知り得ない弱い立場の消費者、それに比べてこういった情報を独占的に持つてゐる製造物業との関係、そういう関係の中で過大な立証責任が消費者側に負担させられる、そのことが結局はもとに戻つてしまつ、こういうことになるとおるわけです。大いに議論のあるところです。

経企庁は、この問題について基本的にどう考え

ておりますか。

○政府委員(坂本導聰君) 開発危険の抗弁の規定を入れましたのは、仮に開発危険の抗弁の規定がございませんと技術革新に対する意欲がそれが、その停滞が生ずることによってかえつて消費者にも不利益がもたらされるということから、この開發危険の抗弁が必要であると考えたわけでござります。

E.C諸国でも同様の考え方でこの規定が入

れております。

ただ、この開発危険の抗弁が規定されていなく

ても、解説上、予見可能性が欠陥の考慮事情に含

まれるのはないかとの議論が生じ、一つの争点

となる可能性があります。その意味では、むし

ると考えられますし、またその立証責任は製造業者等にあるわけですが、原告側にあるわ

けではございません。

○橋本教君 まず第一点の科学、技術の進展に阻

害を及ぼすという問題については、これは反対す

る側から極めて強く主張されました。それは

E.C諸国においてもそういう議論はあつた。E.C

指令の中では開発危険の抗弁はあつたけれども、そ

ういう主張を受けていろいろ多くの議論があつた

から、そういう議論は正しいということじゃなく

て、結局、各國のそれぞれの主体的なオプション

に任せておるというのが現状ですね。

あなたも御存じだと思いますが、アメリカの

ゴア副大統領、彼は上院議員のとき、そういう

意見が出たことについて、幾つかの事例を検討し

た上で、開発危険の抗弁は技術革新を阻害するも

のではない、むしろ安全性に関する技術革新を促

進する、そういう状況もあるということを言つて

おるわけです。大いに議論のあるところです。

そして、第二番目にあなたが言われた、抗弁を

認めて、その抗弁の要件を明定しておくことがい

いだろうというお話をありました。それじゃ、そ

の要件はどういうように明定するのかということ

なんですが、そういう要件の明定に関して次に伺いますと、要するにこの法案に書いてあります知見の問題、「製造業者等が引き渡した時における

科学又は技術に関する知見によつては、」と書い

てある、この知見の程度が問題なわけですよ、そ

うでしよう。

だから、もしもあなたが消費者の救済といふこ

とに力点を置いてこの法の運用、解説をするとい

うことになれば、ここでいう知見を含めて要件を

極めて厳しく限定的に解説、運用するという姿勢

を貫かなければならないはずです。その点はどう

お考えですか。

○政府委員(坂本導聰君) 本法律案第四条の一号

における知見でございますが、これは欠陥の有無

を判断するに当たつて影響を受け得る程度に確立

された知識のすべてであり、また特定の者の有す

るものではなく、客観的に社会に存在する知識の

総体を指すものであります。すなわち、他に影響

を及ぼし得る程度に確立された知識であれば、初

歩的なものから最高水準のものまでが含

まれることとなり、おのずから免責されるために

は当該欠陥の有無の判断のための最高水準の知識

に照らしても欠陥の存在を認識することができな

かったことを証明することが必要になります。

したがいまして、だれにとつて入手可能な最高の科学、技

術の水準といふことでございます。

○橋本教君 ですから、私が指摘したように、厳

しく要件を限定的に解説するという立場で今言つ

たような答弁をなさつた、こう理解していいんで

しょう、要するに。

○政府委員(坂本導聰君) ただいま申し上げたと

おりの趣旨でござります。御指摘のとおりでござ

います。

○橋本教君 そこで、もう一つ踏み込んでお聞き

合と理解しています。

「次に開発危険ですが、これは大きな論議を呼

んだ問題でした。開発危険という言葉をどのように

理解すればよいのでしようか。我々は、ある製

品が流通に置かれて、その時点で欠陥があつた

が、次が大事ですよ。「地球上の人間の誰もそ

うおつしゃつていま

す。だから、最高の技術水準でもわからなかつた、こういうふうになる。およそ「地球上の人間の誰もその製品の欠陥性を発見することができなかつた場合」、これほど厳しく高度の厳格な要件で解釈すべきだ、こういうことをおつしやつてい。これは基本的な考え方ですよ。これが客観的にどうであるかということはいろいろ難しい。しかし、それほど大事な問題として厳しい限定的解釈でこのタシユナーさんがおつしやつているというこの問題は、経企庁が編集協力されておる雑誌にもきちっと講演が載つていてるわけですから、これをそのとおりとは言いませんが、これはど厳しいものだということをよく踏まえて、開発危険の抗弁というものが乱用されないように厳しく解釈運用すべきであるということについてそのおりだと思うんですね。が、結論的な見解を言ってください。

○政府委員(坂本導聰君) これは先ほど申し上げましたように、他に影響を及ぼし得る程度に確立

された知識ということをよく踏まえて、そのメーカーがそういう知識を持つてないかたたということは、それだけで抗弁できませんが、一方ある学者がそういう見識を持つていたということをもつて直ちにそれに該当するということにもなりませんで、先ほど申し上げましたように、入手し得る最高の科学技術水準のという意味でございます。

○橋本教君 時間がないから議論しませんが、あ

る学者だけがといつたって、タシユナーさんは、この地球上のだれかがと言つてゐるぐらい厳しく解釈しろとおつしやつてゐるんです。ある学者がそういうことをおつしやつたら、それはまさに重要な科学、技術上の見解として考慮する必要があるのは当たり前なんですよ。だから、そんなことをここで幾ら概念論争してもしようがないから、P.L法が被害者である消費者、国民の被害と損害をきちつと効果的に的確に賠償することを進めいくという立場で運用していくんだ、そういうことだということを理解されますか。

○政府委員(坂本導聰君) これは先ほど申し上げました。

○橋本教君 入つてました。この政府案ではこれは抜けました。

○政府委員(坂本導聰君) 私どもの日本共産党案では、この推定につい

て、欠陥の推定、それから欠陥と損害との因果関

係の推定、そして損害発生時の欠陥をもつて流通

開始時の欠陥と推定するという三つの推定規定を

入れました。これは基本的に消費者の過大な立証

負担を軽減して的確に製造物責任者の社会的安

全性に関する責任を全うさせなくちゃならぬという立場から出てくるわけですが、残念ながら政府案

ではない。

○橋本教君 そこで、事実上の推定が行われるからだとい

うことで、事実上の推定が行わられるからだとい

うお話を聞いて、一井さんがいろいろ議論されて、私はその議論はもつともだと思うんですが、この

事実上の推定というのは何もP.L法ができるから

ではない。

○橋本教君 そこで、事実上の推定がうまく運用されるん

であります。しかも、その事実上の推定というの

お話であつて、一井さんがいろいろ議論されて、

私はその議論はもつともだと思うんですが、この

立場から出でてくるわけですが、残念ながら政府案

ではない。

○橋本教君 そこで、時間がありませんから、その次に情報

公開の問題に移ります。

○橋本教君 実際の訴訟になつた場合に、主張、立証を合理的に對等の立場で消費者と製造業者の側がやつて

いくといふことのためにも、消費者側、国民の側

のためには情報をほぼ独占している製造業者側に対し

て情報開示をやらせるということは裁判の公正性からいっても私は大事なことだと思うんです。单

なる当事者主義ということだけではない、眞の当事者主義を實現する上で大事なことだと思うんで

す。

○橋本教君 この点で、一昨日もこの点が議論されました。

○橋本教君 民事訴訟法の見直しを今法制審でやつてゐるから

情報開示の問題はそこで適切に処理されるはず

だ、民事訴訟手続一般の規定として考えた方がよ

いといふ答弁がありました。その答弁は変わりま

せんか。

○橋本教君 ただいま委員御指摘のよう

に、訴訟におきまして被害者の立証負担が問題に

なりますのは製造物責任に特有な事柄ではないと

理解しております、証拠収集の問題につきまし

ても民事裁判手続一般の問題として検討すべきで

あるということです。法制審議会の民事訴訟法部会

に於いては、一般的な民事訴訟の規定の仕方の検

討ということであつても、このP.L法で議論に

な情報開示としての文書提出を民事訴訟の中でや

ります。今ここで議論されているP.L法に関連し

て、消費者の立場を本当に正しく守るために大事

な情報開示としての文書提出を民事訴訟の中でや

れないので

○橋本教君 だから、もう時間がないから私は端的に言います。

○橋本教君 だから、裁判官に任されることになる。それ

では被害者の救済にやつぱり不安定性、まさに心

配があるから推定規定を設けるべきだ、こう言つて

いるんです。

○橋本教君 だから、そのところを本当に理解した上で、

だから、そのところを本当に理解した上で、

P.L法が被害者である消費者、国民の被害と損

害をきちつと効果的に的確に賠償することを進め

ていくという立場で運用していくんだ、そういう

ことだということを理解されますか。

○橋本教君 そこで問題は、P.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

ことできちつとやることでなきや経企庁が提案しているという根本指針にもどることになるの誰もその製品の欠陥性を発見することができなかつた場合、これほど厳しく高度の厳格な要件で解釈すべきだ、こういうことをおつしやつてい。これは基本的な考え方ですよ。これが客観的にどうであるかということはいろいろ難しい。しかし、それほど大事な問題として厳しい限定的解釈でこのタシユナーさんがおつしやつているというこの問題は、経企庁が編集協力されておる雑誌にもきちつと講演が載つていてるわけですから、これをそのとおりとは言いませんが、これはど厳しいものだということをよく踏まえて、開発危険の抗弁というものが乱用されないように厳しく解釈運用すべきであるということについてそのおりだと思うんですね。が、結論的な見解を言ってください。

○政府委員(坂本導聰君) これは先ほど申し上げました。

○橋本教君 入つてました。この政府案では、この推定につい

て、欠陥の推定、それから欠陥と損害との因果関

係の推定、そして損害発生時の欠陥をもつて流通

開始時の欠陥と推定するという三つの推定規定を

入れました。これは基本的に消費者の過大な立証

負担を軽減して的確に製造物責任者の社会的安

全性に関する責任を全うさせなくちゃならぬとい

う立場から出でてくるわけですが、残念ながら政府案

ではない。

○橋本教君 そこで、時間がありませんから、その次に情報

公開の問題に移ります。

○橋本教君 実際の訴訟になつた場合に、主張、立証を合理

的に対等の立場で消費者と製造業者の側がやつて

いくといふことのためにも、消費者側、国民の側

のためには情報をほぼ独占している製造業者側に対し

て情報開示をやらせるということは裁判の公正性

からいっても私は大事なことだと思うんです。單

なる当事者主義ということだけではない、眞の当事者

主義を實現する上で大事なことだと思うんで

す。

○橋本教君 この点で、一昨日もこの点が議論されました。

○橋本教君 民事訴訟法の見直しを今法制審でやつてゐるから

情報開示の問題はそこで適切に処理されるはず

だ、民事訴訟手続一般の規定として考えた方がよ

いといふ答弁がありました。その答弁は変わりま

せんか。

○橋本教君 ただいま委員御指摘のよう

に、訴訟におきまして被害者の立証負担が問題に

なりますのは製造物責任に特有な事柄ではないと

理解しております、証拠収集の問題につきまし

ても民事裁判手続一般の問題として検討すべきで

あるということです。法制審議会の民事訴訟法部会

に於いては、一般的な民事訴訟の規定の仕方の検

討ということであつても、このP.L法で議論に

な情報開示としての文書提出を民事訴訟の中でや

ります。今ここで議論されているP.L法に関連し

て、消費者の立場を本当に正しく守るために大事

な情報開示としての文書提出を民事訴訟の中でや

れないので

○橋本教君 だから、もう時間がないから私は端的に言います。

○橋本教君 だから、裁判官に任されることになる。それ

では被害者の救済にやつぱり不安定性、まさに心

配があるから推定規定を設けるべきだ、こう言つて

いるんです。

○橋本教君 そこで問題は、P.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

における裁判官の自由心証の中でやられるん

であります。このP.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

における裁判官の自由心証の中でやられるん

であります。このP.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

における裁判官の自由心証の中でやられるん

であります。このP.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

における裁判官の自由心証の中でやられるん

であります。このP.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

における裁判官の自由心証の中でやられるん

であります。このP.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

における裁判官の自由心証の中でやられるん

であります。このP.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

における裁判官の自由心証の中でやられるん

であります。このP.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

における裁判官の自由心証の中でやられるん

であります。このP.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

における裁判官の自由心証の中でやられるん

であります。このP.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつてもらわなきやならぬということが一

つ。

○橋本教君 それからもう一つは、法制審の審議で、これい

つになつたら民事訴訟法の改正ができますか。わ

かねでしょ。しかし、もうP.L法は成立する

んですよ。もう法として存在するんです。このP

L法でいうところの情報開示の問題は民事訴訟法

における裁判官の自由心証の中でやられるん

であります。このP.L法が今までに成

立しようと/orしておるが、その民事訴訟法部会の中

でやつ

の改正でやります、こう政府は言つても、先に成立して、現に訴訟が起きて、民訴法の改正はまだずっと先だ、こうなるということになれば、国民の権利を守る上で重大な問題を残すまま法案が先にできる、こうなるでしょう。

政府として、そういうことに対してもう責任をとるんですか。この点については重大な問題なので、政府部内できちんと議論をしてもらおることを、私は長官にも、また法務省にもお願いしておきたいたいと思いますが、いかがですか。これを伺って質問を終わります。

○國務大臣(寺澤芳男君) 委員の御意見は責任を持つて法務大臣にお伝えしておきます。

○説明員(升田純君) 民事訴訟法の改正の問題につきましては、何しろ民事訴訟法全体の改正でございまして、なお時間がかかるとは思いますが、御指摘の点も踏まえまして証拠収集手続の問題が検討されるであろう、こういうぐあいに考えております。

○橋本敦君 検討がされるであろうではなくて、検討せい。

○委員長(中曾根弘文君) 他に御発言もなければ、製造物責任法案(閣法第五三号)に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○製造物責任法案(閣法第五三号) に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中曾根弘文君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

沓掛君から発言を求められておりますので、これを許します。沓掛君。

○沓掛哲男君 私は、ただいま可決されました製造物責任法案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、新緑風会及び公明党・国民会議の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

○製造物責任法案に対する附帯決議(案)

本法は、製造物の欠陥によつて生じる責任のあり方を基本的に改めるものである。施行後の本法の運用が円滑に行われるとともに、製造物の欠陥による被害の防止と救済の実効を高めるため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 立法の趣旨や条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた内容について、消費者、中小企業者等関係者に十分周知徹底されよう努めること。

二 欠陥の存在、欠陥と損害との因果関係等について、被害者の立証負担の軽減を図るために、国及び地方自治体の検査機関、国民生活センターや消費生活センター等、公平かつ中立的な民間検査機関等の検査体制の整備に努めること。

三 被害の迅速かつ簡便な救済を図るため、裁判外の紛争処理体制の整備を図ること。

四 欠陥の早期発見、再発防止を図る観点から、事故情報の収集体制を整備するとともに、企業秘密やプライバシーの保護及び情報収集面への影響にも配慮しつつ、情報公開に努める等、事故情報の積極的な提供を図ること。

五 輸血用血液製剤の欠陥については、その使用が緊急避難的なものであること、副作用等についての明確な警告表示がなされていること、世界最高水準の安全対策が講じられていくこと。

るものであること等、当委員会の審議を通じて明らかにされた製品の特殊性を考慮して総合的に判断されるものであることを周知徹底すること。

六 輸血用血液製剤による被害者の救済については、その特殊性にかんがみ、特別の救済機関等の設置に努めること。

七 中小企業者の負担を軽減するため、製品安全対策・クレーム処理等について相談・指導体制の充実を図るとともに、製品安全対策の推進のための積極的な支援を行うこと。

八 国の製品安全規制については、経済・社会の変化や技術革新に対応し、適時適切に見直すことにより、危害の予防に万全を期すること。

九 製品被害の未然防止を図るため、製造者が添付する製品取扱説明書及び警告表示について適切かつ理解しやすいものとなるようになるとともに、消費者の安全に係る教育、啓発に努めること。

右決議する。

○委員長(中曾根弘文君) ただいま沓掛君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中曾根弘文君) 全会一致と認めます。

よつて、沓掛君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、寺澤経済企画庁長官及び畠通産業大臣から発言を求められておりますので、この際、順次これを許します。寺澤経済企画庁長官。

○國務大臣(寺澤芳男君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して、適切な措置の実施に努めてまいりました。

○委員長(中曾根弘文君) 畠通産業大臣。

○國務大臣(畠英次郎君) ただいま御決議のあります附帯決議につきましては、その趣旨を十二分に尊重いたしまして、適切な措置の実施に努めています。

○委員長(中曾根弘文君) なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会



平成六年七月十一日印刷

平成六年七月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局